

スーパーバランス

(毎月分配型)



追加型投信／内外／資産複合

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

■設定・運用は

明治ドレスナー・アセットマネジメント

※2009年4月1日付で商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です(呼称:「MDAM(エムダム)」)。

2009.2

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: **やじろべえ**

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書 (交付目論見書)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

※2009年4月1日付で商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です
(呼称:「MDAM (エムダム)」)。

1. スーパーバランス(毎月分配型) (以下「当ファンド」という。) の受益権の募集については、委託者は、金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2年9日に関東財務局長に提出しており、平成21年2年10日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
6. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
7. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(交付目論見書)です。
8. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役 佐藤 公俊

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス(毎月分配型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

下記の事項は、スーパーバランス(毎月分配型) (以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがってご投資家の皆様の投資元金は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「リーートのリスク」、「金利変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク・留意点」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには、換金（解約）手数料はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年1.365%（税抜年1.3%）の率を乗じて得た額とします。

◆信託財産留保額

1万口につき換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%（ご換金時）の率を乗じて得た額とします。

◆監査報酬

ファンドの純資産総額に年0.00525%（税抜年0.005%）の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

※課税関係については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は本文の該当箇所をご覧ください。

追加型株式投資信託

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称：やじろべえ

商 品 分 類	追加型投信／内外／資産複合
運用の基本方針	日本を含む世界の6資産に分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	日本を含む世界の債券、株式およびリート(不動産投資信託)に分散投資します。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価額変動リスク	株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
信 託 期 間	無期限です。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年1.365%(税抜1.30%)
収 益 分 配	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、5営業日までにお支払いいたします。なお、分配金再投資コースにてお申込みの場合は決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。分配金は増減したり、支払われないことがあります。
お 申 込 単 位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お 申 込 手 数 料	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)
ご 換 金 単 位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
ご 換 金 手 数 料	無手数料です。
ご 換 金 価 額	ご換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額(翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額(解約価額)となります。
販 売 会 社	下記委託会社にてご照会いただけます。
基 準 価 額	販売会社または下記委託会社にてご照会いただけます。

★ファンドに関するお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5469-2946(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.mdam.co.jp>

ファンドの特色

1.

日本を含む世界の6資産〔国内外の債券、株式およびリート(不動産投資信託)〕へ分散投資を行うことにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 運用に際して、マザーファンドを活用します。
- 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- 運用にあたって、りそな信託銀行から資産配分をはじめ長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

※りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢167名にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2008年5月末のりそな信託銀行の受託資産運用残高は17兆円（うち企業年金受託残高5兆8,000億円）を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

なお、りそな信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提として、平成21年4月1日付で株式会社りそな銀行と合併し株式会社りそな銀行となる予定です。

世界の6資産に分散投資

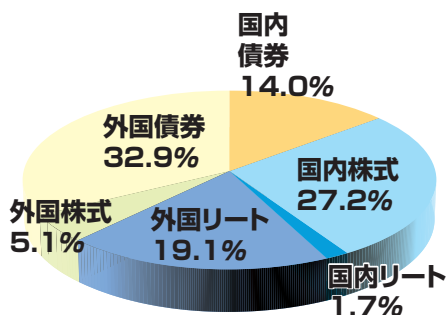
- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法をいいます。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセット・アロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

＜アセットアロケーション＞

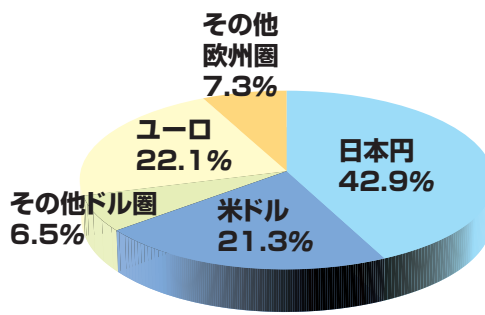
資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

「ファンドの資産別配分」



「ファンドの通貨別配分」



※国内債券には短期資産等を含みます。

※上記円グラフは2009年1月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

※上記円グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

国際分散投資の効果

資産別ベンチマークの年度別騰落率順位

(単位:%)

年度 順位	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008.4.1～ 2008.12.30
1	国内債券 2.9	国内株式 34.6	内外リート 42.4	内外リート 32.6	外国債券 15.5	国内株式 49.7	内外リート 14.4	国内株式 46.2	内外リート 31.4	国内債券 3.4	国内債券 2.1
2	外国株式 2.9	外国株式 5.1	外国債券 26.3	外国債券 8.4	国内債券 4.3	内外リート 33.2	外国株式 14.4	内外リート 44.6	外国株式 18.3	外国債券 0.1	外国債券 -11.6
3	国内株式 1.2	国内債券 2.1	合成BM 5.8	外国株式 5.7	内外リート -7.5	外国株式 25.0	外国債券 11.3	外国株式 27.4	合成BM 10.8	合成BM -16.4	合成BM -27.3
4	外国債券 -3.6	合成BM 1.8	国内債券 4.7	合成BM 3.9	合成BM -8.6	合成BM 22.7	合成BM 8.2	合成BM 26.7	外国債券 10.2	外国株式 -16.7	国内株式 -29.2
5	合成BM -4.3	内外リート -12.0	外国株式 -10.5	国内債券 1.0	国内株式 -25.7	外国債券 0.2	国内債券 2.1	外国債券 7.7	国内債券 2.2	国内株式 -29.2	外国株式 -41.9
6	内外リート -22.5	外国債券 -17.9	国内株式 -25.1	国内株式 -17.0	外国株式 -31.8	国内債券 -1.7	国内株式 0.3	国内債券 -1.4	国内株式 -0.8	内外リート -30.0	内外リート -50.6

※「合成BM」とは基準組入比率で運用した場合の合成ベンチマーク

データ期間:1998年4月1日～2008年3月31日までの過去10年間および2008年12月30日まで

国内債券=NOMURA-BPI総合

国内株式=TOPIX(東証株価指数)

外国債券=シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)

外国株式=MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)

内外リート=S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)

合成BM(ベンチマーク)=下記の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス

国内債券(NOMURA-BPI総合):10%

国内株式(TOPIX):30%

外国債券(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)):30%

外国株式(MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)):10%

内外リート(S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)):20%

上記の表は分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-BPI総合、TOPIX(東証株価指数)、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)、S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ野村證券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、MSCI Inc.、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

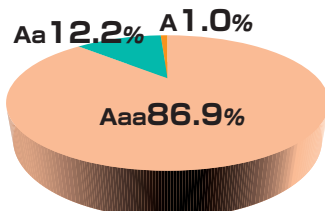
各資産の銘柄選定の方針について

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

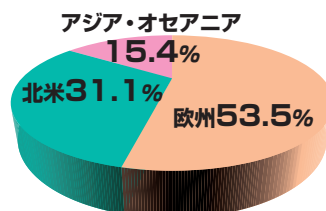
- ・国内債券⇒安定性⇒信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式⇒成長性⇒TOPIX(東証株価指数)+アルファを目指す運用
- ・外国債券⇒安定性・好利回り⇒先進国の国債中心の運用
- ・シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式⇒成長性・好配当利回り⇒先進国の好配当銘柄に注目した運用
- ・MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)の採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート⇒インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。
- ・S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

TOPIX(東証株価指数)、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)、S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、MSCI Inc.、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

外国債券組入銘柄の格付け構成



外国株式の地域配分構成



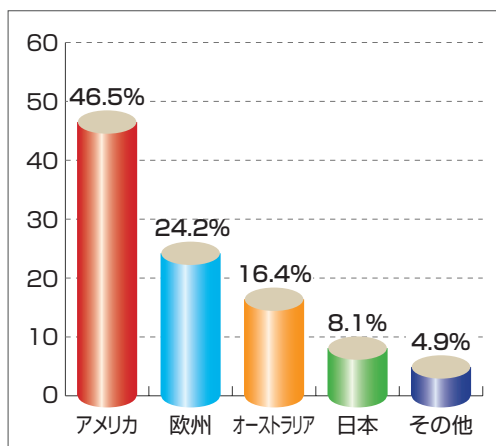
※上記円グラフは2009年1月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

※上記円グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

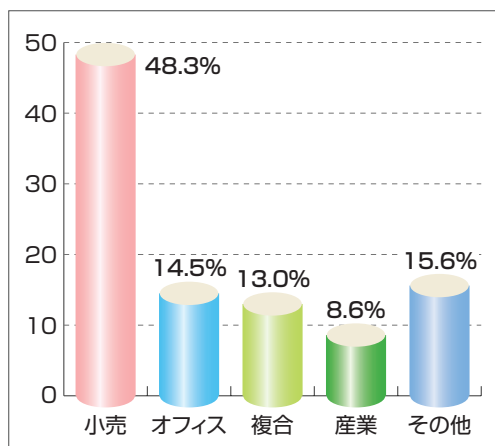
国内外のリートについて

- S&PグローバルREIT指数(日本を含む、円換算値)に採用されている日本を含む世界のリートを投資対象とし、インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

リート地域配分構成



リート業種配分構成



※上記グラフは2009年1月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

※「複合」とは、小売・オフィス・産業等、複数の施設を組合わせたものです。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

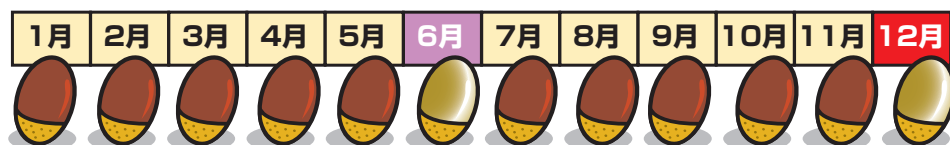
※上記グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

2.

毎月(原則9日)決算を行い、「収益分配方針」に基づき分配を行います。
原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益(評価益)等を中心にした分配を行うことを目指します。

「やじろべえ」の収益分配イメージ



毎月9日に決算

※上記はイメージであり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ファンドのリスク

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

株価変動 リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。	<table><tr><td>株式の価格の上昇</td><td rowspan="2">基準価額</td><td>↑</td></tr><tr><td>株式の価格の下落</td><td>↓</td></tr></table>	株式の価格の上昇	基準価額	↑	株式の価格の下落	↓
株式の価格の上昇	基準価額	↑					
株式の価格の下落		↓					
為替変動 リスク	外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。	<table><tr><td>円安に変動した場合</td><td rowspan="2">基準価額</td><td>↑</td></tr><tr><td>円高に変動した場合</td><td>↓</td></tr></table>	円安に変動した場合	基準価額	↑	円高に変動した場合	↓
円安に変動した場合	基準価額	↑					
円高に変動した場合		↓					
リートの主な リスク	1. 賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。 2. 自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても、リートの価格は変動することもあります。 3. リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。	<table><tr><td>リートの価格の上昇</td><td rowspan="2">基準価額</td><td>↑</td></tr><tr><td>リートの価格の下落</td><td>↓</td></tr></table>	リートの価格の上昇	基準価額	↑	リートの価格の下落	↓
リートの価格の上昇	基準価額	↑					
リートの価格の下落		↓					

金利変動 リスク	公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。金利変動等による債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 <table><tr><td>金利の低下</td><td rowspan="2">基準価額</td><td>↑</td></tr><tr><td>金利の上昇</td><td>↓</td></tr></table>	金利の低下	基準価額	↑	金利の上昇	↓
金利の低下	基準価額	↑				
金利の上昇		↓				
信用リスク	公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、債務不履行となる可能性があります。実際に債務不履行となった場合などは、ファンドは保有する公社債等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。					
カントリー リスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。					
流動性 リスク	有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、ファンドに重大な損失が生じることがあります。					

※ファンドのリスクの詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文でご確認ください。



リスクを理解
することが大切!!

ご投資の手引きQ&A

Q1

いつ申込みができますか？

原則として、いつでもお申込みいただけます。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付として取扱います。

Q2

どこで申込みができますか？

販売会社の本支店でお申込みいただけます。

Q3

いくらから申込みができますか？

お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お申込みには、収益分配毎に分配金を受取る「一般コース(分配金受取りコース)」と分配金を自動的に再投資する「累投コース(分配金再投資コース)」があります。なお、販売会社によりどちらか一方の取扱いとなる場合があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

なお、「累投コース(分配金再投資コース)」の場合でも定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

Q4

申込手数料はかかりますか？

2.1%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。ただし、「累投コース(分配金再投資コース)」において分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。〔「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。以下同じ。〕

詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

Q5

いつ換金ができますか？

原則として、いつでもご換金をお申込みいただけます。ご換金の単位は販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付として取扱います。

Q6

換金の手取り額はどのようになりますか？

ご換金価額は、解約価額(ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を差し引いた額)となります。ご換金時(解約請求制)のお手取り額は、解約価額から所得税および地方税(解約価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額にご換金口数を乗じた額となります。解約代金は原則として受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

Q7

基準価額を知ることができますか？

日々の基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。委託会社のホームページにてご覧になることもできます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5469-2946(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.mdam.co.jp>

Q8

運用の経過を知ることができますか？

6か月毎(5月および11月)に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社のホームページにも月次および週次のレポートを掲載しております。

Q9

信託期間はいつまでですか？

信託期間は、無期限です。

ただし、解約等により残存受益権口数が10億口を下回った場合その他やむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させる場合があります。償還金のお手取り額は、償還価額から所得税および地方税(償還価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額となります。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日以内からお支払いいたします。

Q10

収益分配金の受取りはどうなりますか？

毎月9日(9日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。普通分配金には所得税および地方税が課税されます。(法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)

●分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額もしくは上回っている場合、収益分配金はすべて普通分配金となります。

●分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分に相当する額が特別分配金となり、残りは普通分配金となります。

<一般コース(分配金受取りコース)の場合>

原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

<累投コース(分配金再投資コース)の場合>

原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に無手数料で再投資されます。なお、定期引出契約(販売会社により名称が異なります。)を結ぶことにより、分配金を受取ることができる場合があります。

個別元本とはどういうものですか？

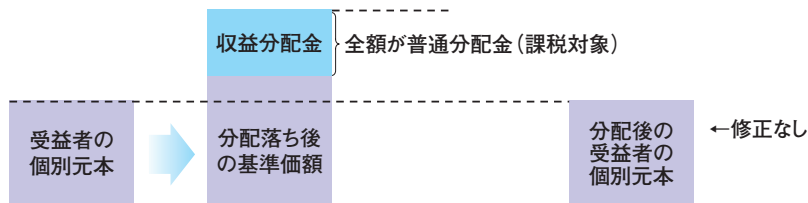
受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)がその受益者の個別元本です。同一のファンドを複数回取得した場合は、原則としてそのつど加重平均して算出されます。また、受益者が非課税扱いの特別分配金を受け取った場合は、元本の一部払戻しに相当しますので、その特別分配金を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

受益者が収益分配金を受取る際、

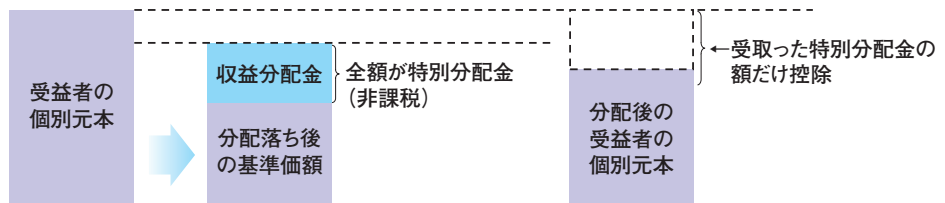
- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。(下図①ご参照)
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。(下図②ご参照)
- ③当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。(下図③ご参照)

＜収益分配金の課税と個別元本のイメージ＞

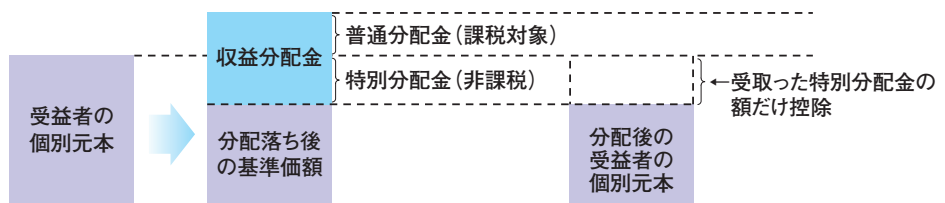
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

Q11

税制はどのようになりますか？

1.個人の受益者に対する課税

<普通分配金について>

- ①平成22年12月31日までの間、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収税率は、10%(所得税7%、地方税3%)となります。
- ②平成21年、平成22年の各年において、上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合、(1)申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間100万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。
- ③平成23年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<一部解約時および償還時の個別元本超過額について>

- ①平成22年12月31日までの間、一部解約時および償還時の個別元本超過額については、上場株式等の譲渡益(譲渡所得とみなして課税)として、その税率は10%(所得税7%、地方税3%)となります。
- ②平成21年、平成22年の各年において、上場株式等の譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合、(1)源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間500万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間500万円以下の部分は10%、500万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。
- ③平成23年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<損益通算について>

- ①一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。
- ②平成21年1月1日以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当(申告分離課税を適用する場合のみ)と通算できます。平成22年1月1日以降を目途に、源泉徴収付特定口座での損益通算が認められる予定です。
- ③上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみで、申告不要や総合課税の場合は控除できません。

2.法人の受益者に対する課税

- ①平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。
- ②平成21年4月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

※当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

Q12

費用および税金

■お申込み時や収益分配時等にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
購 入 時	申 込 手 数 料	2.1% (税抜2.0%) を上限として各販売会社が別途定める料率
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対し ……………10%
換 金 時 (解約請求制)	換 金 手 数 料	ありません。
	信 託 財 産 留 保 額	翌営業日の基準価額の ……………0.3%
	所 得 税 及 び 地 方 税	解約価額の受益者毎の個別元本超過額の ……………10%
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額の ……………10%

- 申込手数料については、償還乗換優遇制度が適用される場合があります。
- 課税関係：原則として、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。
- 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
- 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
- 詳しくは後述の「6.ファンドの費用／税金について知りたい 課税上の取扱い」をご覧ください。

■信託財産で間接的にご負担いただく費用

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
毎 日	信 託 報 酬	純資産総額に対して ……………年1.365% (税抜1.30%)
	信託報酬の配分	純資産総額に応じて
		200億円未満
		200億円以上 500億円未満
		500億円以上 1000億円未満
		1000億円以上
	信託報酬の配分	委託会社
		年0.5775% (税抜0.55%)
		年0.5250% (税抜0.50%)
		年0.4725% (税抜0.45%)
	信託報酬の配分	販売会社
		年0.6825% (税抜0.65%)
		年0.7350% (税抜0.70%)
		年0.7875% (税抜0.75%)
	信託報酬の配分	受託会社
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
	信託報酬の配分	受託会社
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
		年0.105% (税抜0.10%)
	監 査 報 酬	純資産総額に対して ……………年0.00525% (税抜0.005%)

- 信託報酬・監査報酬は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に上記の率をかけた額がかかります。毎計算期間末または信託終了時に信託財産から支払われます。
- 委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

■その他の費用・税金

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等がかかります。(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。)

目 次

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格	1
ファンドの投資対象	2
ファンドの投資方針	3
ファンドの配分方針	5
ファンドの投資制限	6

2. ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点	7
--------------	---

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組み	10
ファンドの関係法人	10
運用体制および内部管理体制	11

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先	13
お買付価額	13
お買付の流れと留意点	13

5. 換金について知りたい

ご換金のお申込先	14
ご換金価額	14
ご換金の流れと留意点	14

6. ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用	15
投資期間中にかかる費用	15
ご換金時の費用	16
課税上の取扱い	16

7. 運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況	19
財務ハイライト情報	25

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要	28
内国投資信託受益証券事務の概要	29
明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況	30
その他のファンド情報	30
商品分類および属性区分の一覧表	32
用語集	33
信託約款	35

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格

- ・スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- ・ファンドは、社団法人投資信託協会による商品分類に関する指針に基づき「追加型投信／内外／資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。
 - ※「追加型投信／内外／資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

投資対象資産による属性区分	...	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))
	※	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、複数資産(当ファンドにおいては株式、債券、不動産投信)を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度による属性区分	...	年12回(毎月)
	※	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域による属性区分	...	グローバル(日本含む)
	※	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。
投資形態による属性区分	...	ファンド・オブ・ファンズ
	※	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジによる属性区分	...	為替ヘッジなし
	※	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

- ・信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの投資対象

- ・スーパーバランス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のリートを主要投資対象とします。
- ・スーパーバランス マザーファンドにおいては、日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

※詳しくは、約款をご覧ください。

（参考）「スーパーバランス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式および公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①日本を含む世界各国の株式および公社債を主要投資対象とし、資産を分散することにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。
- ②外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ③組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ④外国為替予約取引を行います。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

ファンドの投資方針

ファンドは、日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託証券）に実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリート（不動産投資信託）への投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

- ・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

※リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

- ・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
3. 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社*から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

※りそな信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付で株式会社りそな銀行と合併し株式会社りそな銀行となる予定です。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[世界の6資産に分散投資]

- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を行います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

[各資産の銘柄選定の方針について]

- 投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。
 - ・国内債券 ⇒ 安定性 ⇒ 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
 - ・国内株式 ⇒ 成長性 ⇒ TOPIX（東証株価指数）＋アルファを目指す運用
 - ・外国債券 ⇒ 安定性・好利回り ⇒ 先進国の国債中心の運用
※シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）の採用国を主な投資対象国とします。
 - ・外国株式 ⇒ 成長性・好配当利回り ⇒ 先進国の好配当銘柄に注目した運用
※MSCI-KOKUSAI インデックス（ヘッジなし・円換算値）の採用国を主な投資対象国とします。
 - ・内外リート ⇒ インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。
※S&PグローバルREIT指数（日本を含む、円換算値）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

TOPIX（東証株価指数）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）、MSCI-KOKUSAI インデックス（ヘッジなし・円換算値）、S&PグローバルREIT指数（日本を含む、円換算値）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、MSCI Inc、ザ・マグローヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

ファンドの分配方針

1. 計算期間について

- ①ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。
- ②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

2. 収益分配方針について

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

3. 収益の分配方式

- ①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。ただし、累投コース（分配金再投資コース）でお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドの投資制限

・約款による投資制限

1. 株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への直接投資は行いません。

2. 投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

4. 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

5. 公社債の借入れ（約款 第21条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款 第22条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 外国為替予約の指図（約款 第23条）

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

8. 資金の借入れ（約款 第30条）

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

※詳しくは約款をご覧ください。

2. ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点

ファンドは、株式・公社債・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

1. 値動きの主な要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③リートのリスク

1. リートはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っているため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。

2. 保有不動産価値の変動によりリートの資産価値は増減しますので、これがリートの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはリート価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。
3. リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
4. リートが保有する不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合等もリートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

④金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格の変動の度合は、債券のデュレーション(投資元本の平均回収期間)が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. その他のリスク・留意点

①信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、

あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

②カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により、当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

③流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

④ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

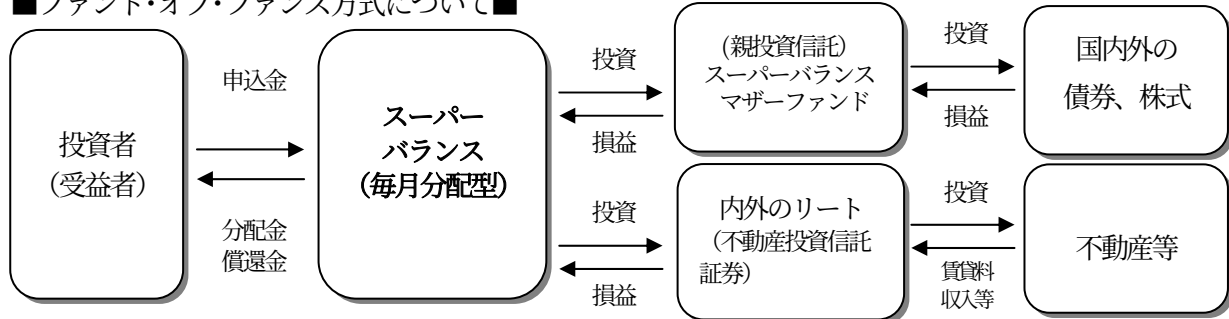
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組み

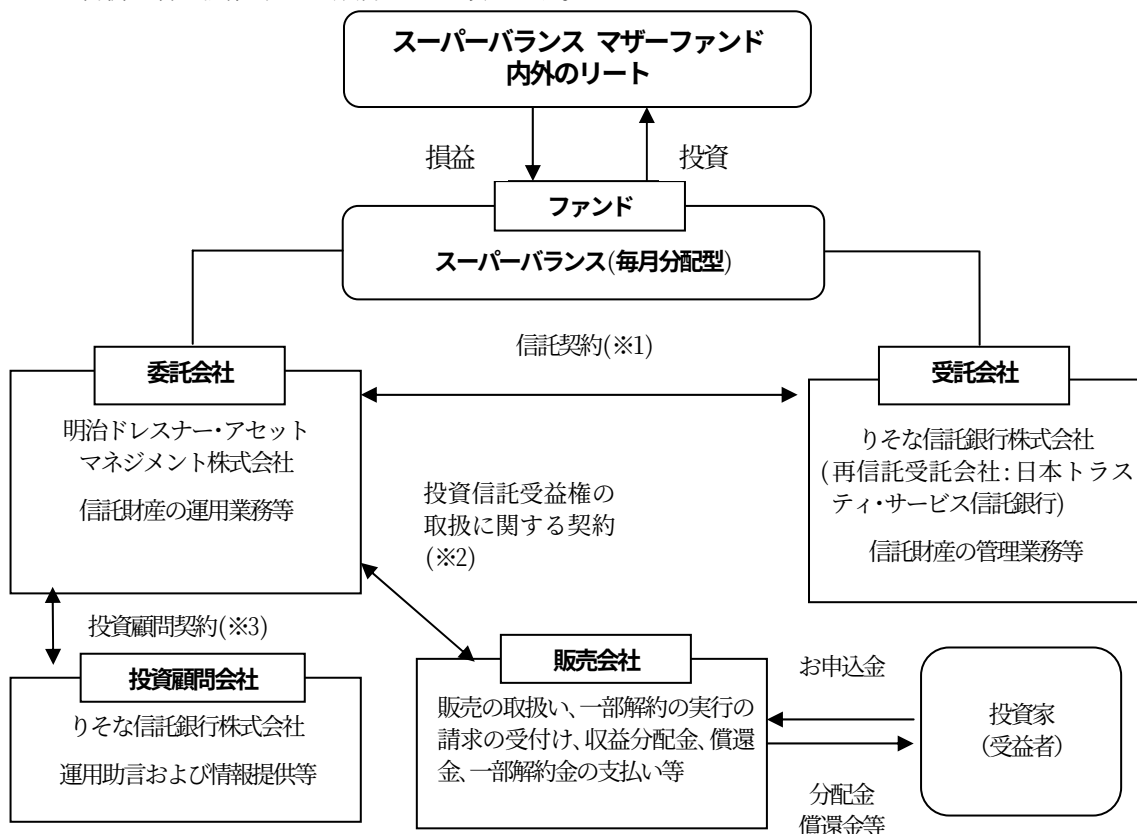
ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート（不動産投資信託証券）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

■ファンド・オブ・ファンズ方式について■



ファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） りそな信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の交付等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社 りそな信託銀行株式会社※
運用に関する助言・情報提供を行います。
※りそな信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、平成21年4月1日付で株式会社りそな銀行と合併し株式会社りそな銀行となる予定です。



(※1)信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(※2)投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

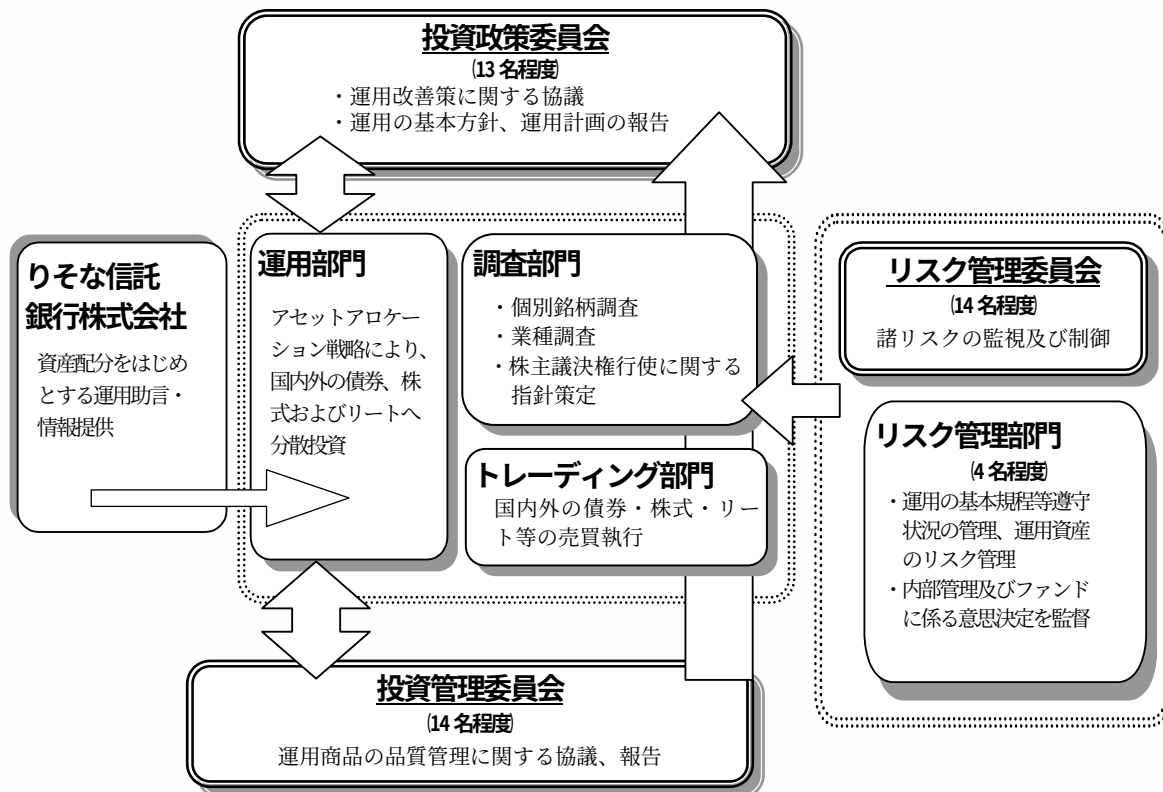
(※3)投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

運用体制および内部管理体制

1. 運用体制

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
- ③ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

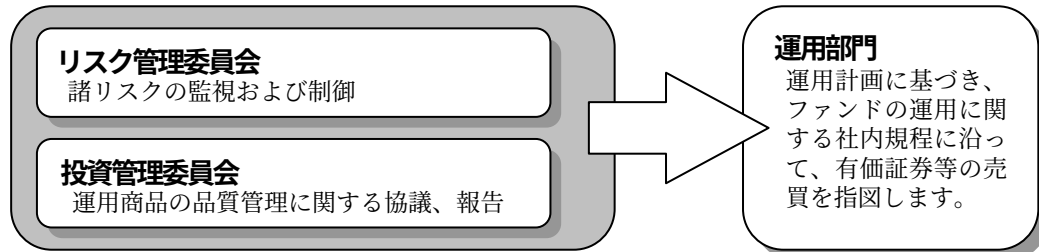


- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2.内部管理体制

- ①ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。
- ②リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ③投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



※ファンドの内部管理体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

お買付価額

取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

※基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お買付の流れと留意点

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額については、取扱販売会社または委託会社にお問い合わせください。
4. ファンドのお申込みには「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」があります。いずれの場合も、お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。
 - ※収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
 - ※「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（名称が異なる場合があります。）を締結する必要があります。
 - ※販売会社により、「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
 - ※「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合であっても、販売会社により、分配金を定期的に受け取るための定期出戻り契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
5. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、午後3時まで（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
6. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

5. 換金について知りたい

ご換金のお申込先

お買付の販売会社にてお取扱いいたします。

ご換金価額

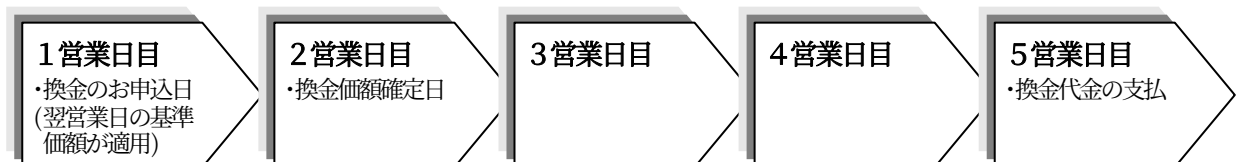
換金価額は、解約価額（換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額）となります。

※基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

ご換金の流れと留意点

ご換金は、解約請求により行うことができます。



1. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金（解約）手数料はありません。
3. 換金単位は販売会社が定める単位となります。
※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって換金を請求できます。
4. 換金代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
5. 換金の請求の受付時間は、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
6. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた換金の請求の受け付けを取消すことができます。
7. 上記により、換金の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
8. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

6. ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

※販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内(単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額)で取得する部分については無手数料となる場合(償還乗換優遇制度)があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※累投コース(分配金再投資コース)でお申込みの受益者が「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

投資期間中にかかる費用

1. 信託報酬等

①信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、次の率を乗じて得た金額が信託報酬として、信託財産の費用に計上されます。

純資産総額に応じて		200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)
(内訳)	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)
	販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)
	受託会社	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)

※委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

②信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

2. その他の手数料等

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産に係る監査報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%(税抜0.005%)の率を乗じて得た額とします。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

③信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示す

ることができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご換金時の費用

- ①換金手数料はありません。
- ②ご換金時には、換金(解約) 申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3%の信託財産留保額が控除されます。

課税上の取扱い

1.個別元本方式について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合や、「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」の両方を取得する場合には、それぞれ別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2.換金（解約）時および償還時の課税について

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3.収益分配金の課税について

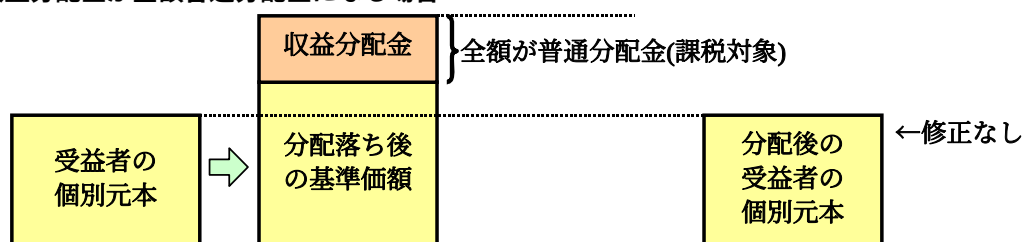
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

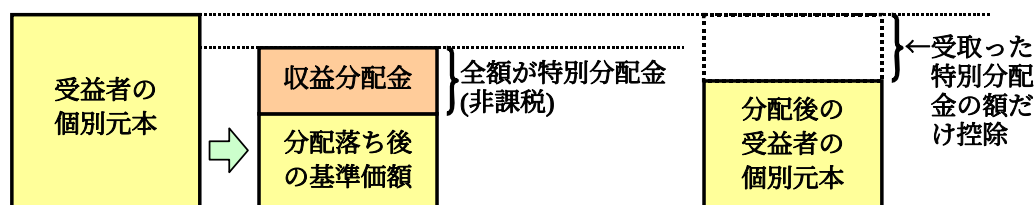
- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。
- ③当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

<<収益分配金の課税と個別元本のイメージ>>

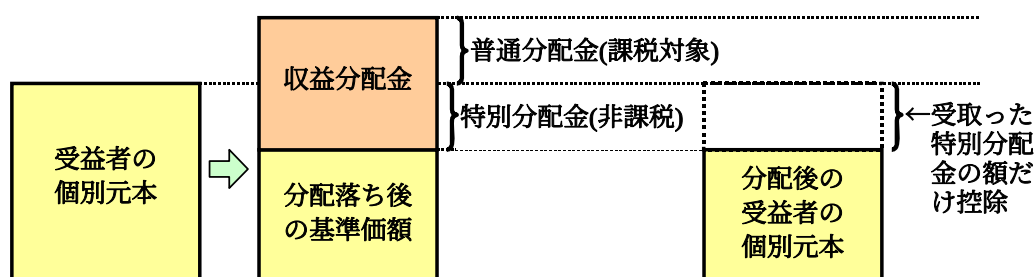
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

4.個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

<普通分配金について>

- ①平成22年12月31日までの間、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収税率は、10%(所得税7%、地方税3%)となります。
- ②平成21年、平成22年の各年において、上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合は、(1)申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間100万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。
- ③平成23年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<一部解約時および償還時の個別元本超過額について>

- ①平成22年12月31日までの間、一部解約時および償還時の個別元本超過額については、上場株式等の譲渡益(譲渡所得とみなして課税)として、その税率は10%(所得税7%、地方税3%)となります。
- ②平成21年、平成22年の各年において、上場株式等の譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合は、(1)源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間500万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間500万円以下の部分は10%、500万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。
- ③平成23年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<損益通算について>

- ①一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。
- ②平成21年1月1日以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当(申告分離課税を適用する場合のみ)と通算できます。平成22年1月1日以降を目的に、源泉徴収付特定口座での損益通算が認められる予定です。

- ③上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみで、申告不要や総合課税の場合は控除できません。

(2) 法人の受益者に対する課税

- ①平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。
- ②平成21年4月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

※当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。

7. 運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況

以下は平成20年12月26日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)投資状況

資産の種類／国名		時価合計（円）	投資比率（％）
スーパーバランス マザーファンド受益証券		54,413,106,304	78.39
投資証券	アメリカ	6,735,303,992	9.70
	オーストラリア	2,227,356,721	3.21
	イギリス	1,450,834,464	2.09
	フランス	1,298,186,649	1.87
	日本	1,135,010,500	1.64
	オランダ	313,091,483	0.45
	香港	302,904,806	0.44
	シンガポール	222,552,691	0.32
	ベルギー	107,547,600	0.15
	カナダ	94,086,504	0.14
	ニュージーランド	34,951,107	0.05
小 計		13,921,826,517	20.06
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,081,836,463	1.56
合 計（純資産総額）		69,416,769,284	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日本	18,885,208,250	34.71
	アメリカ	921,990,386	1.69
	フィンランド	340,006,146	0.62
	イタリア	320,535,741	0.59
	スウェーデン	249,116,353	0.46
	シンガポール	234,964,620	0.43
	香港	186,597,891	0.34
	フランス	144,969,476	0.27
	カナダ	138,097,277	0.25
	ドイツ	116,719,653	0.21
	ベルギー	108,435,468	0.20
	スイス	101,330,811	0.19
	イギリス	98,590,811	0.18
	ノルウェー	78,283,392	0.14
	ニュージーランド	67,855,113	0.12
	オランダ	53,799,977	0.10
	ギリシャ	54,760,683	0.10
	ポルトガル	53,002,713	0.10
	スペイン	51,560,752	0.09
	オーストラリア	40,758,438	0.07
	バミューダ	31,872,096	0.06
小 計		22,278,456,047	40.94
国債証券	日本	7,194,091,210	13.22
	アメリカ	7,163,648,703	13.17
	ドイツ	4,962,796,017	9.12
	フランス	3,341,120,842	6.14
	イタリア	3,304,642,389	6.07
	イギリス	1,918,928,248	3.53
	スペイン	629,940,955	1.16
	カナダ	519,281,604	0.95
	ポーランド	218,454,970	0.40
	デンマーク	210,279,446	0.39
	ベルギー	207,488,640	0.38
	スイス	181,868,047	0.33

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
	スウェーデン	172,669,552	0.32
	シンガポール	104,981,471	0.19
	ノルウェー	104,624,640	0.19
	オーストラリア	90,733,936	0.17
小 計		30,325,550,670	55.73
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,807,531,639	3.32
合 計（純資産総額）		54,411,538,356	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スーパーバランス マザーファンド	75,239,361,593	0.7033	52,915,843,008	0.7232	54,413,106,304	78.39
2	オーストラリア	投資証券	Westfield Group	1,873,955	847.84	1,588,830,281	829.99	1,555,375,154	2.24
3	フランス	投資証券	Unibail-Rodamco	72,716	12,941.05	941,021,771	13,228.79	961,945,420	1.39
4	アメリカ	投資証券	Simon Property Group	198,500	5,120.65	1,016,449,183	4,661.00	925,208,579	1.33
5	アメリカ	投資証券	Public Storage	109,500	6,959.96	762,116,608	6,689.45	732,495,607	1.06
6	アメリカ	投資証券	Vornado Realty Trust	117,400	5,593.92	656,727,053	5,327.76	625,479,728	0.90
7	アメリカ	投資証券	Equity Residential	228,800	3,135.49	717,400,674	2,521.71	576,969,169	0.83
8	イギリス	投資証券	Land Securities Group	420,735	1,244.48	523,599,826	1,231.09	517,963,660	0.75
9	アメリカ	投資証券	HCP Inc	219,200	2,241.02	491,232,197	2,360.93	517,516,206	0.75
10	アメリカ	投資証券	Boston Properties Inc	106,600	5,536.69	590,212,006	4,845.40	516,520,236	0.74
11	日本	投資証券	日本ビルファンド 投資法人	462	904,241	417,759,785	944,000	436,128,000	0.63
12	アメリカ	投資証券	Kimco Realty Corp	204,300	1,703.25	347,973,975	1,725.96	352,613,628	0.51
13	アメリカ	投資証券	AvalonBay Communities Inc	65,900	6,102.78	402,173,824	5,232.38	344,814,105	0.50
14	イギリス	投資証券	British Land Co	451,743	694.32	313,658,667	750.17	338,886,756	0.49
15	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	120,800	2,514.56	303,760,006	2,793.33	337,434,264	0.49
16	オーストラリア	投資証券	Stockland	1,340,053	249.61	334,501,617	238.46	319,561,098	0.46
17	日本	投資証券	ジャパニリアル エステイト投資法人	382	756,749	289,078,152	800,000	305,600,000	0.44
18	香港	投資証券	Link REIT	2,016,000	170.22	343,178,426	150.25	302,904,806	0.44
19	アメリカ	投資証券	Host Hotels And Resorts	429,700	773.95	332,569,236	662.22	284,557,480	0.41
20	アメリカ	投資証券	Federal Realty Invs Trust	50,700	5,807.40	294,435,240	5,508.53	279,282,856	0.40
21	オーストラリア	投資証券	CFS Retail Property Trust	2,011,222	112.50	226,278,081	123.87	249,150,181	0.36
22	アメリカ	投資証券	Regency Centers Corp	57,300	3,765.31	215,752,721	4,033.29	231,107,860	0.33
23	イギリス	投資証券	Hamerson	257,645	643.00	165,667,796	747.49	192,588,813	0.28
24	イギリス	投資証券	Liberty International	256,840	645.68	165,838,300	669.80	172,031,432	0.25
25	アメリカ	投資証券	AMB Property Corp	80,800	1,995.23	161,215,033	1,992.12	160,963,392	0.23
26	オランダ	投資証券	Corio NV	37,352	4,383.31	163,725,469	4,263.74	159,259,365	0.23
27	フランス	投資証券	Klepierre	70,361	2,056.35	144,687,389	2,251.43	158,413,569	0.23
28	オランダ	投資証券	Wereldhave NV	18,600	8,262.66	153,685,500	8,270.54	153,832,118	0.22
29	アメリカ	投資証券	Liberty Property Trust	79,300	2,023.91	160,496,475	1,916.72	151,996,213	0.22
30	日本	投資証券	日本リートファンド 投資法人	396	382,692	151,546,205	381,000	150,876,000	0.22

2.種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	78.39
投資証券	20.06
合計	98.44

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資状況
スーパーバランス マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄
1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25%18/07/04	-	11,650,000	13,862.25	1,614,952,824	14,115.38	1,644,442,236	4.25	2018/7/4	3.02
2	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4%18/08/15	-	12,960,000	10,416.22	1,349,942,240	10,553.05	1,367,675,684	4	2018/8/15	2.51
3	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.5%13/01/04	-	9,450,000	13,610.40	1,286,182,800	13,747.77	1,299,164,832	4.5	2013/1/4	2.39
4	フランス	国債 証券	FRA GOVT 5%16/10/25	-	8,920,000	14,011.08	1,249,788,336	14,138.28	1,261,134,576	5	2016/10/25	2.32
5	イタリア	国債 証券	IT BTIPS 4.75%13/02/01	-	6,860,000	13,053.26	895,453,910	13,292.40	911,858,640	4.75	2013/2/1	1.68
6	日本	国債 証券	第7 5回利付 国債 (5年)	-	872,000,000	101.00	880,781,040	101.72	887,076,880	1.1	2013/9/20	1.63
7	イタリア	国債 証券	IT BTIPS 5.25%17/08/01	-	5,740,000	13,584.96	779,776,704	13,724.88	787,808,112	5.25	2017/8/1	1.45
8	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 5%11/08/15	-	7,240,000	10,098.85	731,156,966	10,090.33	730,540,389	5	2011/8/15	1.34
9	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	234,900	2,750.00	645,975,000	2,900.00	681,210,000	-	-	1.25
10	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 8.75%17/05/15	-	4,640,000	12,931.92	600,041,349	13,431.54	623,223,717	8.75	2017/5/15	1.15
11	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	794	671,000.00	532,774,000	689,000.00	547,066,000	-	-	1.01
12	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 5%12/07/04	-	3,640,000	13,707.07	498,937,420	13,857.80	504,424,065	5	2012/7/4	0.93
13	日本	株式	みずほフィナン シャルグループ	銀行業	1,936	215,977.34	418,132,131	257,700.00	498,907,200	-	-	0.92
14	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	1,309	302,470.68	395,934,127	376,000.00	492,184,000	-	-	0.90
15	フランス	国債 証券	FRA GOVT 4%13/10/25	-	3,655,000	13,190.64	482,117,892	13,347.09	487,836,358	4	2013/10/25	0.90
16	フランス	国債 証券	FRA GOVT 8.5%19/10/25	-	2,665,000	18,082.75	481,905,340	18,202.32	485,091,828	8.5	2019/10/25	0.89
17	日本	国債 証券	第2 6 9回利付 国債 (1 0年)	-	468,000,000	102.08	477,770,400	102.68	480,547,080	1.3	2015/3/20	0.88
18	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	1,004	461,150.77	462,995,379	468,000.00	469,872,000	-	-	0.86
19	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 8.125%19/08/15	-	3,410,000	12,866.63	438,752,231	13,543.67	461,839,359	8.125	2019/8/15	0.85
20	イタリア	国債 証券	IT BTIPS 6%31/05/01	-	3,290,000	13,979.28	459,918,312	13,995.81	460,462,346	6	2031/5/1	0.85
21	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 6.5%27/07/04	-	2,620,000	17,229.24	451,406,088	17,320.82	453,805,588	6.5	2027/7/4	0.83
22	日本	株式	三菱UFJフィナンシ ャル・グループ	銀行業	807,100	458.00	369,651,800	560.00	451,976,000	-	-	0.83
23	イギリス	国債 証券	UK GILT 5%12/03/07	-	3,110,000	14,276.11	443,987,244	14,454.28	449,528,232	5	2012/3/7	0.83
24	日本	株式	本田技研工業	輸送用 機器	236,800	1,845.69	437,059,500	1,884.00	446,131,200	-	-	0.82
25	イタリア	国債 証券	IT BTIPS 4.25%15/02/01	-	3,200,000	12,844.65	411,028,992	13,038.00	417,216,000	4.25	2015/2/1	0.77
26	日本	国債 証券	第2 6 4回利付 国債 (1 0年)	-	390,000,000	103.09	402,066,600	103.84	405,007,200	1.5	2014/9/20	0.74
27	日本	株式	セブン&アイ・ ホールディングス	小売業	138,800	2,920.00	405,296,000	2,905.00	403,214,000	-	-	0.74
28	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 11.25%15/02/15	-	2,790,000	13,597.61	379,373,388	13,810.51	385,313,472	11.25	2015/2/15	0.71
29	スペイン	国債 証券	SPA GOVT 6.15%13/01/31	-	2,650,000	13,906.77	368,529,564	14,154.81	375,102,624	6.15	2013/1/31	0.69
30	日本	株式	任天堂	その他 製品	10,400	33,700.00	350,480,000	34,150.00	355,160,000	-	-	0.65

2.種類別の投資比率

国内／外国	種類	投資比率 (%)
国内	株式	34.71
	国債証券	13.22
外国	株式	6.24
	国債証券	42.51
合計		96.68

3.株式の業種別の投資比率

国内／外国	業 種 名	投資比率 (%)	業 種 名	投資比率 (%)
国内	電気機器	3.89	不動産業	0.81
	銀行業	3.87	その他製品	0.78
	情報・通信業	2.69	証券、商品先物取引業	0.37
	輸送用機器	2.43	パルプ・紙	0.34
	電気・ガス業	2.42	石油・石炭製品	0.33
	医薬品	1.99	海運業	0.29
	化学	1.88	その他金融業	0.28
	陸運業	1.69	金属製品	0.27
	小売業	1.57	ガラス・土石製品	0.26
	機械	1.49	ゴム製品	0.26
	卸売業	1.24	精密機器	0.19
	食料品	1.23	水産・農林業	0.16
	保険業	1.06	倉庫・運輸関連業	0.13
	鉄鋼	0.93	鉱業	0.07
	サービス業	0.91	繊維製品	0.02
	建設業	0.85	-	-
外国	公益事業	1.48	エネルギー	0.28
	金融	1.16	ヘルスケア	0.27
	電気通信サービス	0.91	生活必需品	0.22
	資本財・サービス	0.88	素材	0.22
	一般消費財・サービス	0.78	情報技術	0.03
合 計				40.94

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成11年11月30日)	6,049,271,812	6,404,710,198	10,177	10,777
第2計算期間末(平成12年11月30日)	5,917,931,213	5,917,931,213	9,705	9,705
第3計算期間末(平成13年11月30日)	5,461,153,745	5,461,153,745	9,009	9,009
第4計算期間末(平成14年12月2日)	5,034,778,016	5,034,778,016	8,500	8,500
第5計算期間末(平成15年12月1日)	5,112,484,238	5,112,484,238	8,770	8,770
第6計算期間末(平成16年11月30日)	4,229,700,851	4,229,700,851	9,094	9,094
第7計算期間末(平成17年11月30日)	4,734,756,150	4,751,688,562	10,419	10,459
第1特定期間末(平成18年5月9日)	5,943,478,561	5,970,510,427	10,688	10,738
第2特定期間末(平成18年11月9日)	33,487,615,764	33,669,506,918	10,912	10,972
第3特定期間末(平成19年5月9日)	75,847,169,968	76,244,334,427	11,220	11,280
第4特定期間末(平成19年11月9日)	126,287,260,189	127,077,015,045	9,581	9,640
第5特定期間末(平成20年5月9日)	110,058,252,131	110,854,098,257	8,289	8,349
第6特定期間末(平成20年11月10日)	75,159,459,972	75,817,879,769	5,708	5,758

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成20年1月末日	114,001,027,374	8,455
平成20年2月末日	112,897,529,311	8,360
平成20年3月末日	105,086,815,397	7,920
平成20年4月末日	111,588,750,505	8,406
平成20年5月末日	112,568,525,376	8,454
平成20年6月末日	107,610,216,144	8,038
平成20年7月末日	107,198,483,548	8,007
平成20年8月末日	104,040,475,436	7,759
平成20年9月末日	91,955,457,675	6,918
平成20年10月末日	73,909,780,802	5,611
平成20年11月末日	69,870,619,050	5,311
直近日(平成20年12月26日現在)	69,416,769,284	5,300

②分配の推移

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	600
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	0
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	0
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	0
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	0
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	0
第7計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	40
第1特定期間(平成17年12月1日から平成18年5月9日まで)	50
第2特定期間(平成18年5月10日から平成18年11月9日まで)	335
第3特定期間(平成18年11月10日から平成19年5月9日まで)	790
第4特定期間(平成19年5月10日から平成19年11月9日まで)	780
第5特定期間(平成19年11月10日から平成20年5月9日まで)	360
第6特定期間(平成20年5月10日から平成21年11月10日まで)	340

③収益率の推移

	収益率 (%)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7.77
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	△4.64
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	△7.17
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	△5.65
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3.18
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	3.69
第7計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	15.01
第1特定期間(平成17年12月1日から平成18年5月9日まで)	3.54
第2特定期間(平成18年5月10日から平成18年11月9日まで)	5.23
第3特定期間(平成18年11月10日から平成19年5月9日まで)	10.06
第4特定期間(平成19年5月10日から平成19年11月9日まで)	△7.66
第5特定期間(平成19年11月10日から平成20年5月9日まで)	△9.73
第6特定期間(平成20年5月10日から平成20年11月10日まで)	△27.04

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

財務ハイライト情報

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

1 貸借対照表

区分	第5特定期間 (平成20年5月9日現在)	第6特定期間 (平成20年11月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	219,175,275	82,292,467
コール・ローン	2,393,874,589	2,280,611,276
投資証券	22,328,488,719	14,521,281,949
親投資信託受益証券	86,089,708,222	59,352,984,970
派生商品評価勘定	—	874,776
未収入金	30,908	77,471,484
未収配当金	24,479,747	50,021,866
未収利息	26,234	17,993
流動資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781
資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	4,414,767
未払金	—	428,168,855
未払収益分配金	795,846,126	658,419,797
未払解約金	77,499,757	24,203,691
未払受託者報酬	9,516,148	6,964,729
未払委託者報酬	114,193,734	83,576,744
その他未払費用	475,798	348,226
流動負債合計	997,531,563	1,206,096,809
負債合計	997,531,563	1,206,096,809
純資産の部		
元本等		
元本	132,777,146,853	131,684,289,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△22,718,894,722	△56,524,829,495
(分配準備積立金)	6,023	7,188
元本等合計	110,058,252,131	75,159,459,972
純資産合計	110,058,252,131	75,159,459,972
負債純資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781

2 損益及び剰余金計算書

区分	第5特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)	第6特定期間 (自 平成20年5月10日 至 平成20年11月10日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	501,844,911	485,140,524
配当株式	11,540,944	15,155,036
受取利息	7,927,030	4,726,075
有価証券売買等損益	△10,335,864,403	△27,113,634,916
為替差損益	△2,009,822,777	△2,569,142,836
その他収益	21,711	67,045
営業収益合計	△11,824,352,584	△29,177,689,072
営業費用		
受託者報酬	60,120,692	53,095,844
委託者報酬	721,448,176	637,150,095
その他費用	7,258,060	7,487,308
営業費用合計	788,826,928	697,733,247
営業損失(△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
経常損失(△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
当期純損失(△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△68,348,469	△145,171,839
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△5,528,913,133	△22,718,894,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,222,823,578	1,599,076,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,222,823,578	1,599,076,543
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,047,445,729	1,143,281,752
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,047,445,729	1,143,281,752
分配金	4,820,528,395	4,531,479,084
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△22,718,894,722	△56,524,829,495

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)	第6特定期間 (自 平成20年5月10日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 配当株式 原則として投資証券の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。	同左
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左
5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	—	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成20年5月10日から平成20年11月10日までとなっております。

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要

1. 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

2. 信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ①信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
- ②監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ③委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）
- ④受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して
書面の交付

※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1ヵ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

3. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。

・約款変更の公告
・受益者に対して
書面の交付

※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1ヵ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
約款変更を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

約款変更は行いません。委託会社は約款変更をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

4. 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱い、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

7. 運用報告書について

委託会社は、法令等の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

8. その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

9. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4. 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
5. 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
6. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況

1. 資本金の額(有価証券届出書提出日現在)：10 億円
2. 委託会社の沿革

昭和61年11月	：	コスモ投信株式会社設立
平成10年10月	：	ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年 2月	：	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年 7月	：	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

※平成21年4月1日付で、商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更予定（呼称：「MDAM（エムダム）」）。

3. 大株主の状況(有価証券届出書提出日現在)

株 主 名	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフ ェンブルガー シュトラッセ 112- 116	1,261株	10%

その他のファンド情報

1. 国内投資信託受益証券の形態等
 - ①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
 - ②当初の1口当たり元本は、1円です。
 - ③格付けは取得していません。
※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
2. 発行（売出）価額の総額
5,000 億円を上限とします。
3. 申込期間
平成21年2月10日（火）から平成21年8月7日（金）まで
※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
4. 払込期日
申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加請求が行われる日に委託会社の指定する

口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

5. 振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構

6. その他

①申込証拠金はありません。

②本邦以外の地域における発行：該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

7. ファンドの詳細情報の項目（投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目）

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 注記表、(4) 附属明細表

2 ファンドの現況 純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

商品分類および属性区分の一覧表

(1) 商品分類表

単位型 ・追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

<分類における定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われず、ファンドをいいます。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (2) 債券…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (4) その他資産…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信) 資産配分変更型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※当ファンドが該当する属性区分についての詳細は、交付目論見書「ファンドの基本的性格」をご参照ください。

また、当ファンドが該当しないその他の属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) で閲覧が可能です。

用語集

投資信託説明書（目論見書）

金融商品取引法に基づいて作成された投資信託の説明書です。その内容は「ファンドの特徴」、「買付と換金」、「費用と税金」、「運用状況」、「運営方法」等がわかりやすく説明されています。

基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付される「投資信託説明書(交付目論見書)」と、追加的な情報が記載され、投資家の請求に応じて交付される「投資信託説明書(請求目論見書)」があります。

約款(信託約款)

投資信託の基本的事項が定められた条項です。投資信託は、約款に基づいて運用・運営されています。

投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。

委託会社(委託者)と受託銀行(受託者)は、約款に基づいて信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて説明する報告書です。その内容は「投資環境」、「運用状況」、「今後の運用方針」、「費用」、「基準価額・分配金の状況」等を説明してあります。原則として、ファンドの計算期間毎に作成され、信託財産にかかる知っている受益者に対して交付します。

申込手数料

投資信託購入に際し販売会社に支払う費用です。当ファンドの申込手数料は、ご購入時にお申込金額に2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託銀行・販売会社などに支払われます。目論見書や運用報告書の費用の項目で記載されています。

監査報酬(監査費用)

投資信託の監査を受けるための費用です。投資信託では、運用・運営が適正に行われているか監査法人の監査を受けることが義務づけられています。

基準価額

投資信託の受益権1口当たり(もしくは1万口当たり)の時価を示す価額です。投資信託に組み入れている有価証券等をすべて時価等により評価し、有価証券等の利息・配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコスト等の負債総額を差し引いて純資産総額を出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{ファンドの有価証券等の組入資産総額} - \text{ファンドのコスト等の負債総額}}{\text{ファンドの総口数}}$$

信託財産

たくさんの投資家から集められたお金は、運用の専門家である委託会社が有価証券等を対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資金のことです。信託財産は受託銀行によって管理、保管されます。

信託財産留保額

信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。当ファンドでは、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた金額となります。

収益分配金

運用によって得た収益を分配方針にしたがって投資家に分配するもので、毎計算期末に支払われます。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。収益分配金には、運用収益の分配として課税扱いとなる「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当するため非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

償還金

投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった等やむを得ない事情が発生した場合は、繰り上げて償還することがあります。

アクティブ運用

インデックス(TOPIXや日経平均株価といった市場指数)を上回るパフォーマンスを目指す運用手法のことです。

アセットアロケーション

投資目的等をもとに投資環境や投資対象の分析を行った上で、国内外の株式・債券や現金などの資産に適切に資金を配分することをいいます。

インカムゲイン／キャピタルゲイン

投資信託の収益は、インカムゲインとキャピタルゲインの2つに大別することができます。

株式等有価証券の値動きにより投資元本（キャピタル）自体の価値が変動しますが、値上がりによる収益をキャピタルゲインといい、反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。また、債券の利子、株式の配当金やコールローン・割引手形・譲渡性預金証書等短期金融商品の利息等から得られる収益をインカムゲインといいます。

ブラインド方式

申込み当日の基準価額がわからない状況で投資信託の購入や解約を申し込む方法をいいます。

投資信託協会の自主ルールにより、投資信託等の購入（当初設定の募集時を除きます。）や解約の際、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間は、申込日の金融商品取引所の立会の終了時間である午後3時となっています。一方、投資信託の基準価額は申込み当日の金融商品取引所の終値に基づいて算出されるため、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間においては基準価額はまだ算出されていません。この制度は受益者の公平性を確保するために設けられているものです。

ベンチマーク

運用の目標基準、運用実績の評価基準のことをいいます。投資信託の運用成績を判断する上で、基準価額の推移だけをみるのではなくベンチマークに対して、どのように基準価額が推移しているのかということが重要となります。

ポートフォリオ

投資信託が保有する株式、公社債、短期金融商品等の資産構成をいいます。

信託約款

＜スーパーバランス（毎月分配型）＞

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式・公社債・不動産投資信託証券（以下、「REIT」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

スーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のREITを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにREITへの投資を行なうことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
- ② 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ③ 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
スーパーバランス（毎月分配型） 約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 50 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項および第 47 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 50 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 21 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 23 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部階約が行われたもので、当該一部階約にかかる一部階約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する証券会社をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第 13 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定す

る証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。
- ④ 前項の手数料の額は、次のとおりとします。
 1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。
 2. 証券投資信託にかかる受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託にかかる受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取請求にかかる売却代金または一部降解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取約定日または一部降解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちのいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。
- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、第3号および第4号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形御用市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）の、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱い、第21条、第23条、第28条、第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部降解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建価値証券への投資制限)

第22条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入れは、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当ては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。

③ 本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いも、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第41条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- （質権口記載又は記録の受益権の取扱い）
- 第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。
- （信託契約の解約）
- 第43条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下ることとなる場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （信託契約に関する監督官庁の命令）
- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。
- （委託者の登録取消等に伴う取扱い）
- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （信託約款の変更）
- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （反対者の買取請求権）
- 第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。
- （公告）
- 第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- （信託約款に関する疑義の取扱い）
- 第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

- 第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年12月1日

2009.2

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: **やじろべえ**

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

※2009年4月1日付で商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更する予定です
(呼称:「MDAM (エムダム)」)。

1. スーパーバランス(毎月分配型) (以下「当ファンド」という。)の受益権の募集については、委託者は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年2月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年2月10日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
6. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
7. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)です。

発行者名 : 明治ドレズナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役 佐藤 公俊

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス(毎月分配型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	5
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	43
第5 設定及び解約の実績	43

第1 ファンドの沿革

平成10年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

※ 販売会社と販売会社以外の金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融機関がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」といいます。）をいいます。（以下同じ。）

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

※販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換え）があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※「累投コース（分配金再投資コース）」でお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「一般コース（分配金受取りコース）」と、分配金を税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「累投コース（分配金再投資コース）」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

※販売会社により「一般コース（分配金受取りコース）」と「累投コース（分配金再投資コース）」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、午後3時まで（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。

8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けした取得申込みの受付けを取消することができるものとします。

2 換金（解約）手続等

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)
※「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金（解約）手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
※自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)

(2) 保管

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

この信託の期間は無期限です。

(4) 計算期間

- ① ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) その他

① 信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解除により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解除が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取することもできます。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1ヵ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

- ① 受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ⑤ 累投コース（分配金再投資コース）にお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、「別に定める契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

- ① 受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- ③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成19年11月10日から平成20年5月9日まで）及び第6特定期間（平成20年5月10日から平成20年11月10日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

森 公 高 

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

辻 前 正 紀 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成19年11月10日から平成20年5月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成20年5月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

森 公 高 

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

辻 前 正 紀 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成20年5月10日から平成20年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

スーパーバランス（毎月分配型）

(1) 貸借対照表

区分	第5特定期間 (平成20年5月9日現在)	第6特定期間 (平成20年11月10日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	219,175,275	82,292,467
コール・ローン	2,393,874,589	2,280,611,276
投資証券	22,328,488,719	14,521,281,949
親投資信託受益証券	86,089,708,222	59,352,984,970
派生商品評価勘定	—	874,776
未収入金	30,908	77,471,484
未収配当金	24,479,747	50,021,866
未収利息	26,234	17,993
流動資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781
資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	4,414,767
未払金	—	428,168,855
未払収益分配金	795,846,126	658,419,797
未払解約金	77,499,757	24,203,691
未払受託者報酬	9,516,148	6,964,729
未払委託者報酬	114,193,734	83,576,744
その他未払費用	475,798	348,226
流動負債合計	997,531,563	1,206,096,809
負債合計	997,531,563	1,206,096,809
純資産の部		
元本等		
元本	132,777,146,853	131,684,289,467
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△22,718,894,722	△56,524,829,495
（分配準備積立金）	6,023	7,188
元本等合計	110,058,252,131	75,159,459,972
純資産合計	110,058,252,131	75,159,459,972
負債純資産合計	111,055,783,694	76,365,556,781

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第 5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)	第 6 特定期間 (自 平成20年 5 月10日 至 平成20年11月10日)
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取配当金	501,844,911	485,140,524
配当株式	11,540,944	15,155,036
受取利息	7,927,030	4,726,075
有価証券売買等損益	△10,335,864,403	△27,113,634,916
為替差損益	△2,009,822,777	△2,569,142,836
その他収益	21,711	67,045
営業収益合計	△11,824,352,584	△29,177,689,072
営業費用		
受託者報酬	60,120,692	53,095,844
委託者報酬	721,448,176	637,150,095
その他費用	7,258,060	7,487,308
営業費用合計	788,826,928	697,733,247
営業損失 (△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
経常損失 (△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
当期純損失 (△)	△12,613,179,512	△29,875,422,319
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△68,348,469	△145,171,839
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△5,528,913,133	△22,718,894,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,222,823,578	1,599,076,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,222,823,578	1,599,076,543
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,047,445,729	1,143,281,752
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,047,445,729	1,143,281,752
分配金	4,820,528,395	4,531,479,084
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△22,718,894,722	△56,524,829,495

(3) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)	第 6 特定期間 (自 平成20年 5 月10日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 配当株式 原則として投資証券の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。	同左
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左
5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	—	当ファンドの特定期間は期末が休日のため、平成20年5月10日から平成20年11月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 5 特定期間 (平成20年 5 月 9 日現在)	第 6 特定期間 (平成20年11月10日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	132,777,146,853口	131,684,289,467口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の 6 第10号に規定する額	元本の欠損 22,718,894,722円	元本の欠損 56,524,829,495円
3. 当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	0.8289円	0.5708円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)		第6 特定期間 (自 平成20年5月10日 至 平成20年11月10日)	
第27計算期 (平成19年11月10日から平成19年12月10日まで)		第33計算期 (平成20年5月10日から平成20年6月9日まで)	
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した12,269,446,867円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は802,678,484円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した9,071,826,451円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は799,798,330円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)	
配当等収益(注1) A	238,860,857	配当等収益(注1) A	339,492,645
経費 B	144,817,516	有価証券売買等損益 B	1,119,088,852
収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	12,175,364,346	解約に伴う当期純利益分配額 C	3,935,368
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3) D	39,180	経費 D	130,513,854
分配対象収益合計 E (A - B + C + D)	12,269,446,867	繰越欠損金補てん額 E	1,015,205,926
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	133,779,747,364 (口)	収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	8,762,865,677
分配可能額 G (E)	12,269,446,867	分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3) G	34,425
1口当たり分配可能額 H (G / F)	0.0917	分配対象収益合計 H (A + B - C - D - E + F + G)	9,071,826,451
1口当たり分配額 I	0.0060	当ファンドの当期末残存受益権口数 I	133,299,721,778 (口)
収益分配金額 J	802,678,484	分配可能額 J (H)	9,071,826,451
		1口当たり分配可能額 K (J / I)	0.0681
		1口当たり分配額 L	0.0060
		収益分配金額 M	799,798,330

※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,238,539円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金54,355,814円、受取利息2,514,629円及び親投資信託からの分配可能額181,990,414円を含めて表示しております。	※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,245,924円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金94,053,289円、受取利息731,728円及び親投資信託からの分配可能額244,707,628円を含めて表示しております。
---	---

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28計算期（平成19年12月11日から平成20年1月9日まで）		第34計算期（平成20年6月10日から平成20年7月9日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した11,759,242,182円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は808,469,983円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した8,493,362,222円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は803,839,057円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 (単位:円)	
配当等収益（注1） A	344,798,899	配当等収益（注1） A	299,765,447
解約に伴う当期純利益分配額 B	795	解約に伴う当期純利益分配額 B	19,382
経費 C	138,266,819	経費 C	123,390,132
収益調整金（その他収益調整金）（注2） D	11,552,587,031	収益調整金（その他収益調整金）（注2） D	8,316,950,415
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3） E	123,866	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3） E	55,874
分配対象収益合計 F (A－B－C＋D＋E)	11,759,242,182	分配対象収益合計 F (A－B－C＋D＋E)	8,493,362,222
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	134,744,997,208 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	133,973,176,284 (口)
分配可能額 H (F)	11,759,242,182	分配可能額 H (F)	8,493,362,222
1口当たり分配可能額 I (H／G)	0.0872	1口当たり分配可能額 I (H／G)	0.0634
1口当たり分配額 J	0.0060	1口当たり分配額 J	0.0060
収益分配金額 K	808,469,983	収益分配金額 K	803,839,057
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は3,211円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金138,079,605円、受取利息1,737,648円、その他収益21,711円及び親投資信託からの分配可能額204,959,935円を含めて表示しております。		※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は138,909円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金65,883,253円、受取利息804,066円及び親投資信託からの分配可能額233,078,128円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29計算期(平成20年1月10日から平成20年2月12日まで)		第35計算期(平成20年7月10日から平成20年8月11日まで)	
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した11,057,674,107円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は809,169,194円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純損失分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した7,902,693,937円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は804,546,790円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。	
(単位:円)		(単位:円)	
配当等収益(注1) A	241,441,843	配当等収益(注1) A	239,804,210
経費 B	145,329,427	有価証券売買等損益 B	669,181,711
収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	10,961,382,390	解約に伴う当期純損失分配額 C	6,757,218
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3) D	179,301	経費 D	131,435,506
分配対象収益合計 E (A - B + C + D)	11,057,674,107	繰越欠損金補てん額 E	578,940,298
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	134,861,532,387 (口)	収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	7,697,264,973
分配可能額 G (E)	11,057,674,107	分配準備積立金(有価証券売買等利益) G (注3)	61,629
1口当たり分配可能額 H (G / F)	0.0820	分配対象収益合計 H (A + B + C - D - E + F + G)	7,902,693,937
1口当たり分配額 I	0.0060	当ファンドの当期末残存受益権口数 I	134,091,131,745 (口)
収益分配金額 J	809,169,194	分配可能額 J (H)	7,902,693,937
		1口当たり分配可能額 K (J / I)	0.0589
		1口当たり分配額 L	0.0060
		収益分配金額 M	804,546,790
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は20,151円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金34,037,231円、配当株式11,540,944円、受取利息775,784円及び親投資信託からの分配可能額195,087,884円を含めて表示しております。		※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は373,357円です。 (注1) 配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金68,259,874円、受取利息717,181円、その他収益51,865円及び親投資信託からの分配可能額170,775,290円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第30計算期（平成20年 2月13日から平成20年 3月10日まで）		第36計算期（平成20年 8月12日から平成20年 9月 9日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した10,419,612,684円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は809,755,686円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した7,291,982,914円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は803,501,703円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）	
配当等収益（注1） A	277,921,217	配当等収益（注1） A	314,452,392
解約に伴う当期純利益分配額 B	135,236	経費 B	112,467,507
経費 C	115,149,997	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	7,089,865,961
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	10,256,871,260	分配準備積立金（有価証券売買等利益） D（注3）	132,068
分配準備積立金（有価証券売買等利益） E（注3）	105,440	分配対象収益合計 E（A－B＋C＋D）	7,291,982,914
分配対象収益合計 F（A－B－C＋D＋E）	10,419,612,684	当ファンドの当期末残存受益権口数 F	133,916,950,606（口）
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	134,959,281,125（口）	分配可能額 G（E）	7,291,982,914
分配可能額 H（F）	10,419,612,684	1口当たり分配可能額 H（G／F）	0.0545
1口当たり分配可能額 I（H／G）	0.0772	1口当たり分配額 I	0.0060
1口当たり分配額 J	0.0060	収益分配金額 J	803,501,703
収益分配金額 K	809,755,686		
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金129,908,892円、受取利息794,492円及び親投資信託からの分配可能額147,217,833円を含めて表示しております。		※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は7,489円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金124,568,180円、配当株式15,155,036円、受取利息657,898円及び親投資信託からの分配可能額174,071,278円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31計算期（平成20年 3月11日から平成20年 4月 9日まで）		第37計算期（平成20年 9月10日から平成20年10月 9日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した10,012,163,246円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は796,232,160円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した6,775,463,515円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は663,139,086円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）	
配当等収益（注1） A	576,253,173	配当等収益（注1） A	456,681,496
有価証券売買等損益 B	3,873,465,308	経費 B	108,431,503
解約に伴う当期純利益分配額 C	3,785,410	収益調整金（その他収益調整金）（注C 2）	6,426,931,910
経費 D	120,349,440	分配準備積立金（有価証券売買等利益） D（注3）	281,612
繰越欠損金補てん額 E	3,764,929,541	分配対象収益合計 E（A－B＋C＋D）	6,775,463,515
収益調整金（その他収益調整金）（注 F 2）	9,451,406,211	当ファンドの当期末残存受益権口数 F	132,627,817,316（口）
分配準備積立金（有価証券売買等利益） G（注3）	102,945	分配可能額 G（E）	6,775,463,515
分配対象収益合計 H（A＋B－C－D－E＋F＋G）	10,012,163,246	1口当たり分配可能額 H（G／F）	0.0511
当ファンドの当期末残存受益権口数 I	132,705,360,156（口）	1口当たり分配額 I	0.0050
分配可能額 J（H）	10,012,163,246	収益分配金額 J	663,139,086
1口当たり分配可能額 K（J／I）	0.0754		
1口当たり分配額 L	0.0060		
収益分配金額 M	796,232,160		
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は361,337円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金77,221,237円、受取利息881,333円及び親投資信託からの分配可能額498,150,603円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金67,972,079円、受取利息634,941円及び親投資信託からの分配可能額388,074,476円を含めて表示しております。	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第32計算期（平成20年4月10日から平成20年5月9日まで）		第38計算期（平成20年10月10日から平成20年11月10日まで）	
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した9,522,849,062円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は796,662,881円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注3）を合計した6,178,660,687円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は658,421,447円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位:円）	
配当等収益（注1） A	315,169,268	配当等収益（注1） A	200,776,427
有価証券売買等損益 B	2,399,770,783	解約に伴う当期純利益分配額 B	1,753
解約に伴う当期純利益分配額 C	10,463,409	経費 C	91,494,745
経費 D	124,913,729	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	6,069,014,810
繰越欠損金補てん額 E	2,279,049,446	分配準備積立金（有価証券売買等利益） E（注3）	365,948
収益調整金（その他収益調整金）（注2） F	9,222,268,949	分配対象収益合計 F（A－B－C＋D＋E）	6,178,660,687
分配準備積立金（有価証券売買等利益） G（注3）	66,646	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	131,684,289,467（口）
分配対象収益合計 H（A＋B－C－D－E＋F＋G）	9,522,849,062	分配可能額 H（F）	6,178,660,687
当ファンドの当期末残存受益権口数 I	132,777,146,853（口）	1口当たり分配可能額 I（H／G）	0.0469
分配可能額 J（H）	9,522,849,062	1口当たり分配額 J	0.0050
1口当たり分配可能額 K（J／I）	0.0717	収益分配金額 K	658,421,447
1口当たり分配額 L	0.0060		
収益分配金額 M	796,662,881		
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は816,755円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金68,242,132円、受取利息1,223,144円及び親投資信託からの分配可能額245,703,992円を含めて表示しております。		※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,650円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金64,403,849円、受取利息1,180,261円、その他収益15,180円及び親投資信託からの分配可能額135,177,137円を含めて表示しております。	

第5特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)	第6特定期間 (自 平成20年5月10日 至 平成20年11月10日)
(注2)～(注3)	(注2)～(注3)
(注2) 収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 (注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。	(注2) 収益調整金 同左 (注3) 分配準備積立金（有価証券売買等利益） 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第5特定期間 (平成20年5月9日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	22,328,488,719	△73,284,755
親投資信託受益証券	86,089,708,222	2,394,370,009
合計	108,418,196,941	2,321,085,254

売買目的有価証券

第6特定期間 (平成20年11月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	14,521,281,949	△1,955,403,261
親投資信託受益証券	59,352,984,970	△1,097,509,304
合計	73,874,266,919	△3,052,912,565

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第5特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)	第6特定期間 (自 平成20年5月10日 至 平成20年11月10日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II取引の時価等に関する事項

(平成20年5月9日現在)

該当事項はありません。

区分	種類	第6特定期間 (平成20年11月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	73,015,541	—	77,430,308	△4,414,767
	オーストラリアドル	73,015,541	—	77,430,308	△4,414,767
	買建	427,239,502	—	428,114,278	874,776
	米ドル	308,848,685	—	309,378,924	530,239
	カナダドル	8,391,980	—	8,403,537	11,557
	オーストラリアドル	9,744,389	—	9,807,631	63,242
	ポンド	37,958,402	—	38,061,093	102,691
	ニュージーランドドル	8,330,975	—	8,355,377	24,402
	ユーロ	53,965,071	—	54,107,716	142,645
	合計	500,255,043	—	505,544,586	△3,539,991

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第5特定期間 (平成20年5月9日現在)	第6特定期間 (平成20年11月10日現在)
1. 期首元本額	131,816,173,322円	132,777,146,853円
期中追加設定元本額	8,844,777,031円	5,294,702,952円
期中一部解約元本額	7,883,803,500円	6,387,560,338円

(4) 附属明細表
第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	円			円	
		日本ビルファンド投資法人	264	237,072,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	252	207,144,000	
		日本リテールファンド投資法人	198	61,380,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	266	43,916,600	
		野村不動産オフィスファンド投資法人	144	80,352,000	
	円	小計		円	
			1,124	629,864,600	
	米ドル			米ドル	
		Boston Properties Inc	93,500	6,002,700.00	
		Apartment Investment & Mgmt	98,111	1,397,100.64	
		SL Green Realty Corp	61,328	2,148,319.84	
		AMB Property Corp	126,300	2,845,539.00	
		AvalonBay Communities Inc	61,100	3,931,785.00	
		Camden Property Trust	43,400	1,444,786.00	
		Developers Diversified Realty	156,500	1,505,530.00	
		Duke Realty Corp	120,800	1,592,144.00	
		Equity Residential	198,600	6,565,716.00	
		Federal Realty Invs Trust	49,800	3,141,882.00	
		HCP Inc	191,200	5,156,664.00	
		Kimco Realty Corp	208,100	4,372,181.00	
		Liberty Property Trust	75,100	1,670,224.00	
		Macerich Co	82,500	2,413,950.00	
		Host Hotels And Resorts	453,000	4,108,710.00	
		Regency Centers Corp	62,700	2,362,536.00	
		UDR Inc	94,800	1,572,732.00	
		Prologis	446,200	4,444,152.00	
		Simon Property Group	189,600	12,883,320.00	
		Public Storage	87,300	6,634,800.00	
		VENTAS INC	112,900	3,429,902.00	
		Vornado Realty Trust	102,900	6,910,764.00	
	米ドル	小計		米ドル	
			3,115,739	86,535,437.48	
				(8,584,315,398)	
	カナダドル			カナダドル	
		Riocan Real Estate Invst TR	75,700	1,226,340.00	
	カナダドル	小計		カナダドル	
			75,700	1,226,340.00	
				(103,466,305)	
	オーストラリアドル			オーストラリアドル	
		Commonwealth Property Office	994,681	1,183,670.39	
		CFS Retail Property Trust	1,233,298	2,293,934.28	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Stockland	983,991	3,788,365.35	
		Westfield Group	1,279,120	18,163,504.00	
	オーストラリアドル	小計		オーストラリアドル	
			4,491,090	25,429,474.02	
				(1,747,513,454)	
	ポンド			ポンド	
		British Land Co	348,743	2,163,950.31	
		Brixton	211,892	332,140.71	
		Hammerson	209,045	1,461,224.55	
		Liberty International	209,540	1,372,487.00	
		Land Securities Group	293,235	3,237,314.40	
		Great Portland Estates	127,721	327,285.06	
		Segro Plc	317,115	908,534.47	
	ポンド	小計		ポンド	
			1,717,291	9,802,936.50	
				(1,540,825,559)	
	香港ドル			香港ドル	
		Link REIT	1,284,000	18,900,480.00	
	香港ドル	小計		香港ドル	
			1,284,000	18,900,480.00	
				(241,926,144)	
	シンガポールドル			シンガポールドル	
		Capitamall Trust REIT	925,500	1,860,255.00	
		Ascendas REIT	652,500	1,096,200.00	
		Capitacommercial Trust	638,000	593,340.00	
	シンガポールドル	小計		シンガポールドル	
			2,216,000	3,549,795.00	
				(238,226,742)	
	ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	
		Kiwi Income Property Trust	562,346	590,463.30	
	ニュージーランドドル	小計		ニュージーランドドル	
			562,346	590,463.30	
				(35,191,612)	
	ユーロ			ユーロ	
		ICADE	13,291	677,841.00	
		Unibail-Rodamco	52,767	5,965,837.02	
		Klepierre	51,321	923,778.00	
		Gecina	13,167	684,684.00	
		Klepierre RTS	46,667	22,400.16	
		Corio NV	29,218	1,186,396.89	
		Wereldhave NV	12,626	815,260.82	
		Cofinimmo SA-Sicaf Immobiliere	6,661	673,760.15	
	ユーロ	小計		ユーロ	
			225,718	10,949,958.04	
				(1,399,952,135)	
投資証券 合計				14,521,281,949	
				(13,891,417,349)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券				円	
		スーパーバランス マザーファンド	79,529,659,615	59,352,984,970	
親投資信託受益証券合計			79,529,659,615	59,352,984,970	
合計				73,874,266,919	
				(13,891,417,349)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 2 2 銘柄	—	100.0%	11.6%
カナダドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券 4 銘柄	—	100.0%	2.4%
ポンド	投資証券 7 銘柄	—	100.0%	2.1%
香港ドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	0.3%
シンガポールドル	投資証券 3 銘柄	—	100.0%	0.3%
ニュージーランドドル	投資証券 1 銘柄	—	100.0%	0.1%
ユーロ	投資証券 8 銘柄	—	100.0%	1.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

(参考)

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「スーパーバランス マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

スーパーバランス マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年5月9日現在)	(平成20年11月10日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	542,027,560	199,984,567
コール・ローン	1,336,380,540	1,907,861,522
株式※1	42,425,550,148	24,611,168,323
国債証券	40,773,825,092	31,882,065,337
未収入金	—	409,761,156
未収配当金	316,820,459	215,979,707
未収利息	475,973,859	399,544,021
前払費用	220,270,661	80,003,252
流動資産合計	86,090,848,319	59,706,367,885
資産合計	86,090,848,319	59,706,367,885
負債の部		
流動負債		
未払金	—	351,604,472
流動負債合計	—	351,604,472
負債合計	—	351,604,472
純資産の部		
元本等		
元本	89,676,779,398	79,529,659,615
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△3,585,931,079	△20,174,896,202
元本等合計	86,090,848,319	59,354,763,413
純資産合計	86,090,848,319	59,354,763,413
負債純資産合計	86,090,848,319	59,706,367,885

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)	(自 平成20年 5 月10日 至 平成20年11月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額—などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 (2) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	同左

区分	(自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)	(自 平成20年 5 月10日 至 平成20年11月10日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年 5 月 9 日現在)	(平成20年11月10日現在)
1. ※ 1 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 15,900,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 10,410,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	89,676,779,398口	79,529,659,615口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 3,585,931,079円	元本の欠損 20,174,896,202円
4. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9600円	0.7463円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成20年 5 月 9 日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	42,425,550,148	2,374,209,773
国債証券	40,773,825,092	△339,941,840
合計	83,199,375,240	2,034,267,933

売買目的有価証券

(平成20年11月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	24,611,168,323	666,072,982
国債証券	31,882,065,337	△66,401,140
合計	56,493,233,660	599,671,842

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)	(自 平成20年 5 月10日 至 平成20年11月10日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成20年5月9日現在)	(平成20年11月10日現在)
1. 期首元本額	94,846,558,251円	89,676,779,398円
期中追加設定元本額	970,827,621円	0円
期中一部解約元本額	6,140,606,474円	10,147,119,783円
期末現在における元本の内訳(注)	スーパーバランス(毎月分配型) 89,676,779,398円 合計 89,676,779,398円	スーパーバランス(毎月分配型) 79,529,659,615円 合計 79,529,659,615円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円			円	円	
	マルハニチロホールディングス	585,000	160	93,600,000	
	大林組	397,000	485	192,545,000	
	清水建設	249,000	485	120,765,000	
	コミューチュア	18,000	521	9,378,000	
	日本電設工業	92,000	881	81,052,000	
	N E C ネットスアイ	71,200	1,176	83,731,200	
	アコーディア・ゴルフ	1,293	66,700	86,243,100	
	麒麟ホールディングス	65,000	1,111	72,215,000	
	コカ・コーラウエストホールディングス	34,400	2,000	68,800,000	
	カワチ薬品	24,000	1,440	34,560,000	
	ポイント	2,190	5,360	11,738,400	
	日本マクドナルドホールディングス	53,900	1,643	88,557,700	
	双日	315,500	163	51,426,500	
	味の素	157,000	985	154,645,000	
	キューピー	62,300	1,147	71,458,100	
	東洋水産	62,000	2,540	157,480,000	
	日本たばこ産業	355	364,000	129,220,000	
	ドトール・日レスホールディングス	56,900	1,742	99,119,800	
	セブン&アイ・ホールディングス	127,400	3,000	382,200,000	
	ツルハホールディングス	6,500	2,745	17,842,500	
	クラレ	125,500	809	101,529,500	
	I T ホールディングス	67,100	1,176	78,909,600	
	ザッパラス	156	246,100	38,391,600	
	王子製紙	120,000	433	51,960,000	
	レンゴー	165,000	543	89,595,000	
	クレハ	44,000	464	20,416,000	
	日本曹達	300,000	278	83,400,000	
	信越化学工業	74,900	4,770	357,273,000	
	エア・ウォーター	92,000	938	86,296,000	
	三菱瓦斯化学	131,000	440	57,640,000	
	J S R	18,700	1,207	22,570,900	
	ダイセル化学工業	125,000	412	51,500,000	
	日立化成工業	24,500	1,080	26,460,000	
	パナソニック電工インフォメーションシステム	20,400	1,889	38,535,600	
	花王	67,000	2,970	198,990,000	
	武田薬品工業	80,400	4,930	396,372,000	
	アステラス製薬	80,600	4,170	336,102,000	
	塩野義製薬	35,000	2,045	71,575,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ツムラ	76,100	2,880	219,168,000	
	第一三共	93,800	1,910	179,158,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	743	136,500	101,419,500	
	もしもしホットライン	71,800	1,721	123,567,800	
	富士フイルムホールディングス	87,500	2,390	209,125,000	
	コニカミノルタホールディングス	46,000	711	32,706,000	
	新日本石油	128,000	403	51,584,000	
	昭和シェル石油	65,700	783	51,443,100	
	ブリヂストン	105,000	1,650	173,250,000	
	旭硝子	200,000	588	117,600,000	
	東海カーボン	115,000	623	71,645,000	
	新日本製鐵	891,000	323	287,793,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	76,400	2,685	205,134,000	
	大同特殊鋼	309,000	321	99,189,000	
	高周波熱錬	118,400	672	79,564,800	
	オーエム製作所	167,000	451	75,317,000	
	小松製作所	102,300	1,254	128,284,200	
	クボタ	323,000	547	176,681,000	
	栗田工業	55,400	2,760	152,904,000	
	タダノ	143,000	498	71,214,000	
	SANKYO	22,100	4,970	109,837,000	
	日立製作所	501,000	487	243,987,000	
	三菱電機	305,000	612	186,660,000	
	日本電産	41,200	5,400	222,480,000	
	日新電機	196,000	379	74,284,000	
	日本信号	160,500	495	79,447,500	
	パナソニック	258,000	1,577	406,866,000	
	ソニー	125,000	2,345	293,125,000	
	T D K	20,900	3,330	69,597,000	
	メイコー	11,400	1,040	11,856,000	
	シスメックス	26,200	3,300	86,460,000	
	デンソー	47,000	1,898	89,206,000	
	ウシオ電機	50,500	1,446	73,023,000	
	カシオ計算機	120,200	662	79,572,400	
	新光電気工業	118,600	653	77,445,800	
	パナソニック電工	86,000	921	79,206,000	
	三菱重工業	415,000	391	162,265,000	
	トヨタ自動車	234,900	3,470	815,103,000	※
	武蔵精密工業	16,300	1,058	17,245,400	
	プレス工業	314,000	202	63,428,000	
	本田技研工業	234,200	2,365	553,883,000	
	スズキ	68,500	1,470	100,695,000	
	テイ・エス テック	55,700	776	43,223,200	
	菱食	10,500	2,170	22,785,000	
	サイゼリヤ	84,900	1,602	136,009,800	
	島津製作所	184,000	749	137,816,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	キヤノン	109,500	3,440	376,680,000	
	任天堂	10,400	32,300	335,920,000	
	丸紅	164,000	394	64,616,000	
	三井物産	241,000	991	238,831,000	
	東京エレクトロン	22,100	3,390	74,919,000	
	日立ハイテクノロジーズ	85,200	1,651	140,665,200	
	住友商事	201,700	945	190,606,500	
	三菱商事	53,200	1,550	82,460,000	
	コメリ	40,300	2,470	99,541,000	
	しまむら	13,000	7,360	95,680,000	
	ケーズホールディングス	65,900	1,874	123,496,600	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	878,100	652	572,521,200	
	りそなホールディングス	1,219	121,900	148,596,100	
	三井住友フィナンシャルグループ	1,135	430,000	488,050,000	
	西日本シティ銀行	872,000	217	189,224,000	
	スルガ銀行	28,000	1,100	30,800,000	
	琉球銀行	151,500	839	127,108,500	
	みずほフィナンシャルグループ	1,748	284,300	496,956,400	
	山口フィナンシャルグループ	111,000	1,050	116,550,000	
	京葉銀行	203,000	496	100,688,000	
	オリックス	12,190	11,540	140,672,600	
	三菱UFJリース	34,630	2,580	89,345,400	
	大和証券グループ本社	277,000	579	160,383,000	
	新光証券	271,000	223	60,433,000	
	三井住友海上グループホールディングス	56,300	3,190	179,597,000	
	東京海上ホールディングス	97,200	3,430	333,396,000	
	T&Dホールディングス	49,650	4,470	221,935,500	
	三井不動産	115,000	1,750	201,250,000	
	三菱地所	131,000	1,771	232,001,000	
	住友不動産	62,000	1,662	103,044,000	
	東日本旅客鉄道	995	705,000	701,475,000	
	東海旅客鉄道	198	820,000	162,360,000	
	日本通運	304,000	423	128,592,000	
	商船三井	197,000	523	103,031,000	
	日本トランスシティ	193,000	345	66,585,000	
	日本電信電話	806	463,000	373,178,000	
	KDDI	297	627,000	186,219,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,278	162,500	370,175,000	
	エムティーアイ	732	108,100	79,129,200	
	中部電力	124,400	2,585	321,574,000	
	関西電力	115,900	2,430	281,637,000	
	東北電力	123,900	2,425	300,457,500	
	九州電力	114,400	2,305	263,692,000	
	東京瓦斯	310,000	441	136,710,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	エヌ・ティ・ティ・データ	328	371,000	121,688,000	
	吉本興業	9,500	1,054	10,013,000	
	スクウェア・エニックス・ホールディングス	37,700	2,760	104,052,000	
	セコム	36,500	3,990	145,635,000	
	ベネッセコーポレーション	23,200	4,110	95,352,000	
	ダイセキ	36,200	2,450	88,690,000	
	加藤産業	19,500	1,230	23,985,000	
	アークス	3,500	1,381	4,833,500	
円小計				円	
		16,849,243		20,841,377,200	
米ドル			米ドル	米ドル	
	PINNACLE WEST CAPITAL	12,700	30.42	386,334.00	
	AMEREN CORPORATION	13,300	32.28	429,324.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	18,089	30.05	543,574.45	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	17,373	20.55	357,015.15	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,769	37.75	142,279.75	
	CINCINNATI FINL CORP	6,600	25.65	169,290.00	
	COMERICA INC	4,100	24.55	100,655.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	13,900	42.13	585,607.00	
	DTE ENERGY COMPANY	17,200	37.91	652,052.00	
	BANK OF AMERICA CORP	6,338	20.49	129,865.62	
	GENERAL ELECTRIC CO.	19,100	18.86	360,226.00	
	REYNOLDS AMERICAN INC	3,800	45.51	172,938.00	
	CENTERPOINT ENERGY INC	29,700	12.16	361,152.00	
	LILLY(ELI)&CO	8,600	34.20	294,120.00	
	SCANA CORP	17,600	34.27	603,152.00	
	MASCO CORP	14,000	8.80	123,200.00	
	MERCK & CO.INC	4,882	28.92	141,187.44	
	PROGRESS ENERGY INC	15,800	39.55	624,890.00	
	XCEL ENERGY INC	34,200	17.77	607,734.00	
	NISOURCE INC	32,100	12.75	409,275.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	3,600	29.50	106,200.00	
	PFIZER INC	16,800	16.86	283,248.00	
	ALTRIA GROUP INC	10,000	17.98	179,800.00	
	US BANCORP	5,700	27.21	155,097.00	
	KRAFT FOODS INC	5,443	28.49	155,071.07	
	SOUTHERN CO	17,000	34.83	592,110.00	
	BB & T	3,600	31.99	115,164.00	
	AT&T INC	16,140	27.00	435,780.00	
	SUNTRUST BANKS INC	2,800	38.68	108,304.00	
	ZIONS BANCORPORATION	3,600	38.95	140,220.00	
	DUKE ENERGY CORP	28,900	16.25	469,625.00	
	EMBARQ	8,000	31.70	253,600.00	
	WINDSTREAM CORP	55,200	8.55	471,960.00	
	MARSHALL & ILSLEY CORP	6,300	16.62	104,706.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	6,090	42.20	256,998.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル小計				米ドル	
		482,324		11,021,754.48	
				(1,093,358,044)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	BANK OF MONTREAL	4,500	42.26	190,170.00	
	BANK NOVA SCOTIA HALIFAX	9,700	39.11	379,367.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	6,700	45.68	306,056.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	3,263	55.12	179,856.56	
	TRANSCANADA CORP	20,635	35.39	730,272.65	
	TRANSALTA CORP	12,686	23.99	304,337.14	
カナダドル小計				カナダドル	
		57,484		2,090,059.35	
				(176,338,307)	
オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	BLUESCOPE STEEL LTD	56,450	4.29	242,170.50	
	MACQUARIE AIRPORTS	36,521	2.20	80,346.20	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	131,650	2.79	367,303.50	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		224,621		689,820.20	
				(47,404,444)	
ポンド			ポンド	ポンド	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	161,500	2.60	420,303.75	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	47,145	7.17	337,793.92	
ポンド小計				ポンド	
		208,645		758,097.67	
				(119,157,791)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	SWISSCOM N	2,058	346.75	713,611.50	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	2,108	38.00	80,104.00	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		4,166		793,715.50	
				(67,116,582)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	38,834	24.20	939,782.80	
	CLP HOLDINGS LTD	73,000	55.30	4,036,900.00	
	ESPRIT HOLDINGS LIMITED	36,000	43.80	1,576,800.00	
	HANG SENG BANK	41,955	106.50	4,468,207.50	
	HONG KONG ELECTRIC HOLDINGS	110,000	46.00	5,060,000.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	178,500	9.31	1,661,835.00	
	NWS HOLDINGS LTD	118,000	9.50	1,121,000.00	
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	211,000	4.33	913,630.00	
香港ドル小計				香港ドル	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
		807,289		19,778,155.30	
				(253,160,387)	
シンガポールドル			シンガポールドル	シンガポールドル	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	407,000	2.39	972,730.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	45,000	11.40	513,000.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	51,000	12.00	612,000.00	
	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	264,000	3.47	916,080.00	
	O/SEA-CHINESE BNKG	206,751	5.24	1,083,375.24	
	KEPPEL CORP LTD	94,000	5.19	487,860.00	
シンガポールドル小計				シンガポールドル	
		1,067,751		4,585,045.24	
				(307,702,386)	
ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
	FLETCHER BUILDING LTD	86,001	5.68	488,485.68	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	44,217	2.26	99,930.42	
ニュージーランドドル小計				ニュージーランドドル	
		130,218		588,416.10	
				(35,069,599)	
スウェーデンクローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	NORDEA BANK AB	67,110	68.90	4,623,879.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	35,454	149.25	5,291,509.50	
	TELIASONERA AB	129,058	37.90	4,891,298.20	
	SKANSKA AB-B SHS	74,864	72.25	5,408,924.00	
	VOLVO AB SER. B	100,594	39.60	3,983,522.40	
スウェーデンクローネ小計				スウェーデンクローネ	
		407,080		24,199,133.10	
				(307,812,973)	
ノルウェークローネ			ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
	FRONTLINE LTD	14,343	226.50	3,248,689.50	
	SEADRILL LTD	47,150	64.70	3,050,605.00	
	NORSK HYFRO ASA	155,400	26.90	4,180,260.00	
ノルウェークローネ小計				ノルウェークローネ	
		216,893		10,479,554.50	
				(152,896,700)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	23,318	17.11	398,970.98	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	36,884	10.78	397,425.10	
	ALLEANZA ASSICURAZIONI	29,633	5.29	156,610.40	
	MEDIASET SPA	108,977	4.31	470,126.77	
	ENEL SPA	89,036	5.47	486,581.74	
	ENI SPA	28,461	17.54	499,262.86	
	SNAM RETE GAS	17,434	4.07	70,991.24	
	TERNA	218,669	2.46	537,488.40	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FRANCE TELECOM SA	23,092	19.80	457,106.14	
	ACCOR SA	14,863	30.84	458,374.92	
	BNP PARIBAS	5,761	55.00	316,855.00	
	REED ELSEVIER NV	45,973	9.78	449,661.91	
	GESTEVISION TELECINCO SA	71,972	6.42	462,060.24	
	MOBISTAR SA	9,087	52.98	481,383.82	
	BELGACOM SA	9,900	28.32	280,318.50	
	KESKO OYJ (NPV SER B)	22,790	17.84	406,573.60	
	WARTSILA OYJ	21,526	19.67	423,416.42	
	RAUTARUUKKI OYJ	25,498	12.31	313,880.38	
	SAMPO A	30,838	14.88	458,869.44	
	METSO	29,494	11.08	326,793.52	
	SANOMA OYJ	35,330	12.25	432,792.50	
	YIT OYJ	40,838	4.60	187,854.80	
	ORION OYJ	33,556	11.89	398,980.84	
	OPAP SA	24,278	17.78	431,662.84	
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	28,780	5.50	158,405.12	
ユーロ小計				ユーロ	
		1,025,988		9,462,447.48	
				(1,209,773,910)	
合計		21,481,702		24,611,168,323	
				(3,769,791,123)	

※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車 3,000株

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	円		円	円	
		第55回利付国債(5年)	27,000,000	27,480,870	
		第56回利付国債(5年)	99,000,000	100,991,880	
		第60回利付国債(5年)	109,000,000	110,461,690	
		第60回利付国債(5年)	500,000,000	506,705,000	
		第61回利付国債(5年)	200,000,000	202,696,000	
		第63回利付国債(5年)	179,000,000	181,362,800	
		第66回利付国債(5年)	290,000,000	292,540,400	
		第67回利付国債(5年)	310,000,000	315,084,000	
		第69回利付国債(5年)	200,000,000	200,078,000	
		第70回利付国債(5年)	32,000,000	31,846,080	
		第71回利付国債(5年)	100,000,000	101,652,000	
		第73回利付国債(5年)	90,000,000	91,468,800	
		第73回利付国債(5年)	120,000,000	121,958,400	
		第75回利付国債(5年)	200,000,000	201,344,000	
		第75回利付国債(5年)	350,000,000	352,352,000	
		第1回利付国債(40年)	4,000,000	3,979,840	
		第228回利付国債(10年)	50,000,000	51,007,500	
		第231回利付国債(10年)	200,000,000	203,192,000	
		第232回利付国債(10年)	4,000,000	4,053,120	
		第237回利付国債(10年)	10,000,000	10,229,900	
		第238回利付国債(10年)	11,000,000	11,216,920	
		第242回利付国債(10年)	20,000,000	20,253,400	
		第246回利付国債(10年)	165,000,000	164,443,950	
		第247回利付国債(10年)	19,000,000	18,908,610	
		第250回利付国債(10年)	100,000,000	97,995,000	
		第251回利付国債(10年)	38,000,000	37,932,740	
		第264回利付国債(10年)	175,000,000	179,390,750	
		第264回利付国債(10年)	100,000,000	102,509,000	
		第264回利付国債(10年)	115,000,000	117,885,350	
		第269回利付国債(10年)	338,000,000	341,907,280	
		第279回利付国債(10年)	133,000,000	140,897,540	
		第280回利付国債(10年)	34,000,000	35,707,140	
		第282回利付国債(10年)	55,000,000	56,607,650	
		第282回利付国債(10年)	50,000,000	51,461,500	
		第283回利付国債(10年)	20,000,000	20,756,800	
		第284回利付国債(10年)	383,000,000	392,785,650	
		第284回利付国債(10年)	232,000,000	237,927,600	
		第286回利付国債(10年)	71,000,000	73,095,210	
		第286回利付国債(10年)	75,000,000	77,213,250	
		第286回利付国債(10年)	100,000,000	102,951,000	
		第286回利付国債(10年)	80,000,000	82,360,800	
		第288回利付国債(10年)	224,000,000	228,392,640	
		第289回利付国債(10年)	40,000,000	40,048,000	
		第290回利付国債(10年)	90,000,000	89,298,000	
		第293回利付国債(10年)	23,000,000	23,618,470	
		第294回利付国債(10年)	40,000,000	40,722,400	
		第294回利付国債(10年)	30,000,000	30,541,800	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		第4回利付国債（30年）	45,000,000	50,231,250	
		第8回利付国債（30年）	23,000,000	20,960,820	
		第15回利付国債（30年）	20,000,000	20,846,000	
		第17回利付国債（30年）	25,000,000	25,532,500	
		第18回利付国債（30年）	16,000,000	16,026,240	
		第22回利付国債（30年）	5,000,000	5,216,000	
		第23回利付国債（30年）	14,000,000	14,620,760	
		第24回利付国債（30年）	3,000,000	3,139,140	
		第27回利付国債（30年）	57,000,000	59,806,680	
		第36回利付国債（20年）	12,000,000	13,570,920	
		第38回利付国債（20年）	11,000,000	12,181,950	
		第43回利付国債（20年）	75,000,000	84,759,750	
		第56回利付国債（20年）	45,000,000	45,832,950	
		第56回利付国債（20年）	20,000,000	20,370,200	
		第57回利付国債（20年）	37,000,000	37,241,240	
		第60回利付国債（20年）	38,000,000	35,609,420	
		第68回利付国債（20年）	3,000,000	3,077,670	
		第70回利付国債（20年）	75,000,000	78,707,250	
		第71回利付国債（20年）	2,000,000	2,045,120	
		第74回利付国債（20年）	55,000,000	55,466,950	
		第75回利付国債（20年）	15,000,000	15,100,950	
		第75回利付国債（20年）	16,000,000	16,107,680	
		第77回利付国債（20年）	8,000,000	7,946,080	
		第79回利付国債（20年）	18,000,000	17,855,280	
		第82回利付国債（20年）	34,000,000	34,106,080	
		第86回利付国債（20年）	23,000,000	23,675,050	
		第88回利付国債（20年）	35,000,000	35,899,500	
		第90回利付国債（20年）	31,000,000	31,280,550	
		第95回利付国債（20年）	52,000,000	53,035,840	
		第96回利付国債（20年）	40,000,000	39,576,400	
		第98回利付国債（20年）	58,000,000	57,341,700	
		第102回利付国債（20年）	20,000,000	20,732,200	
		第103回利付国債（20年）	70,000,000	71,546,300	
		第104回利付国債（20年）	50,000,000	49,518,500	
		第104回利付国債（20年）	30,000,000	29,711,100	
	円	小計	円	円	
			6,916,000,000	7,035,988,750	
	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	4,140,000	4,471,200.00	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	12,150,000	13,122,000.00	
		US T-NOTE 5%11/08/15	7,240,000	7,948,728.16	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	3,090,000	3,410,587.50	
		US T-NOTE 4%12/11/15	3,180,000	3,440,859.37	
		US T-NOTE 3.875%13/02/15	1,540,000	1,651,168.75	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	1,040,000	1,125,312.50	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	1,590,000	1,764,900.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	1,530,000	1,698,300.00	
		US T-BOND 11.25%15/02/15	300,000	430,593.75	
		US T-BOND 11.25%15/02/15	2,490,000	3,573,928.12	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US T-NOTE 4.125%15/05/15	3,200,000	3,381,500.00	
		US T-NOTE 4.5%15/11/15	430,000	462,048.43	
		US T-NOTE 4.5%16/02/15	4,800,000	5,140,500.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	1,170,000	1,438,734.37	
		US T-BOND 8.75%17/05/15	4,640,000	6,152,350.00	
		US T-BOND 3.875% 18/05/15	1,690,000	1,708,220.31	
		US T-NOTE 4%18/08/15	1,140,000	1,160,306.25	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	3,410,000	4,469,764.06	
		US T-BOND 8.75%20/08/15	1,980,000	2,729,925.00	
		US T-BOND 8%21/11/15	840,000	1,115,887.50	
		US T-BOND 6.25%23/08/15	640,000	751,600.00	
		US T-BOND 7.5%24/11/15	2,070,000	2,791,912.50	
		US T-BOND 6.125%27/11/15	2,010,000	2,396,925.00	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	1,430,000	1,758,229.68	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	710,000	729,303.12	
	米ドル	小計	米ドル	米ドル	
			68,450,000	78,824,784.37	
			(6,790,240,000)	(7,819,418,609)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 5.25%12/06/01	1,560,000	1,701,523.20	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	2,120,000	2,283,748.80	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	580,000	624,799.20	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	1,940,000	2,303,847.00	
	カナダドル	小計	カナダドル	カナダドル	
			6,200,000	6,913,918.20	
			(523,094,000)	(583,327,278)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	1,930,000	2,090,518.10	
	オーストラリアドル	小計	オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			1,930,000	2,090,518.10	
			(132,629,600)	(143,660,403)	
	ポンド		ポンド	ポンド	
		UK GILT 5%12/03/07	80,000	84,381.60	
		UK GILT 5%12/03/07	1,420,000	1,497,773.40	
		UK GILT 5%14/09/07	350,000	374,685.50	
		UK GILT 4%16/09/07	520,000	519,708.80	
		UK GILT 8.75%17/08/25	1,170,000	1,550,835.00	
		UK GILT 5%18/03/07	1,210,000	1,279,696.00	
		UK GILT 4.75%20/03/07	160,000	164,446.40	
		UK GILT 8%21/06/07	870,000	1,170,297.90	
		UK GILT 5%25/03/07	565,000	577,170.10	
		UK GILT 6%28/12/07	2,020,000	2,336,412.80	
		UK GILT 4.25%32/06/07	710,000	661,152.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	1,650,000	1,739,265.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	220,000	231,902.00	
	ポンド	小計	ポンド	ポンド	
			10,945,000	12,187,726.50	
			(1,720,335,100)	(1,915,666,851)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SWISS GOVT 2.5% 16/03/12	2,070,000	2,084,490.00	
	スイスフラン	小計	スイスフラン	スイスフラン	
			2,070,000	2,084,490.00	
			(175,039,200)	(176,264,474)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE 3.625%14/07/01	1,770,000	1,945,017.60	
	シンガポールドル	小計	シンガポールドル	シンガポールドル	
			1,770,000	1,945,017.60	
			(118,784,700)	(130,530,131)	
	スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	13,050,000	15,356,326.50	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	1,540,000	1,812,164.20	
	スウェーデンクローネ	小計	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
			14,590,000	17,168,490.70	
			(185,584,800)	(218,383,201)	
	ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	6,240,000	6,926,400.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	930,000	1,032,300.00	
	ノルウェークローネ	小計	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
			7,170,000	7,958,700.00	
			(104,610,300)	(116,117,433)	
	デンマーククローネ		デンマーククローネ	デンマーククローネ	
		DEN GOVT 5%13/11/15	12,050,000	12,516,335.00	
		DEN GOVT 7%24/11/10	100,000	122,670.00	
	デンマーククローネ	小計	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
			12,150,000	12,639,005.00	
			(208,737,000)	(217,138,105)	
	ポーランドズロチ		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
		POLAND GOVT6%10/11/24	1,370,000	1,342,600.00	
		POLAND GOVT5%13/10/24	5,030,000	4,728,200.00	
		POLAND GOVT6.25%15/10/24	610,000	616,100.00	
	ポーランドズロチ	小計	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
			7,010,000	6,686,900.00	
			(242,896,500)	(231,701,085)	
	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		GER BUNDS 5%12/01/04	730,000	778,472.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	3,580,000	3,817,712.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	3,640,000	3,904,446.00	
		GER BUNDS 4.5%13/01/04	9,450,000	10,014,165.00	
		GER BUNDS 3.5%16/01/04	580,000	585,336.00	
		GER BUNDS 6%16/06/20	860,000	991,494.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	2,145,000	2,239,809.00	
		GER BUNDS 4.25%18/07/04	1,600,000	1,671,520.00	
		GER BUNDS 4.25%18/07/04	2,020,000	2,110,294.00	
		GER BUNDS 4.25%18/07/04	7,580,000	7,918,826.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	895,000	1,091,184.00	
		GER BUNDS 6.5%27/07/04	2,620,000	3,297,270.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	1,990,000	2,064,625.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	420,000	476,112.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GER BUNDS 4%37/01/04	1,490,000	1,425,930.00	
		IT BTPS 5.25%11/08/01	900,000	940,680.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	2,470,000	2,573,740.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	2,000,000	2,074,400.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	4,860,000	5,040,792.00	
		IT BTPS 4.25%15/02/01	3,200,000	3,238,080.00	
		IT BTPS 3.75%15/08/01	2,000,000	1,962,200.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	5,120,000	5,439,488.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	620,000	658,688.00	
		IT BTPS 6.5%27/11/01	1,290,000	1,511,880.00	
		IT BTPS 6%31/05/01	3,290,000	3,658,480.00	
		IT BTPS 5%34/08/01	650,000	648,310.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	5,490,000	5,964,885.00	
		FRA GOVT 4.75%12/10/25	1,470,000	1,555,260.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	8,920,000	9,626,464.00	
		FRA GOVT 4.25%19/04/25	600,000	607,680.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	2,665,000	3,667,040.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	960,000	1,378,080.00	
		FRA GOVT 5.5%29/04/25	970,000	1,079,804.00	
		FRA GOVT 5.75%32/10/25	1,930,000	2,238,028.00	
		FRA GOVT 4.75%35/04/25	1,170,000	1,218,262.50	
		FRA GOVT 4%55/04/25	40,000	36,820.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	2,650,000	2,925,865.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	1,570,000	1,725,116.00	
		SPA GOVT 6%29/01/31	180,000	205,596.00	
		BELGIUM 4.25%13/09/28	800,000	821,120.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	650,000	796,250.00	
	ユーロ	小計	ユーロ	ユーロ	
			96,065,000	103,980,203.50	
			(12,281,910,250)	(13,293,869,017)	
国債証券 合計			29,399,861,450	31,882,065,337	
			(22,483,861,450)	(24,846,076,587)	
合計			29,399,861,450	31,882,065,337	
			(22,483,861,450)	(24,846,076,587)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における（）内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における（）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 35 銘柄 国債証券 23 銘柄	12.3%	87.7%	15.8%
カナダドル	株式 6 銘柄 国債証券 3 銘柄	23.2%	76.8%	1.3%
オーストラリアドル	株式 3 銘柄 国債証券 1 銘柄	24.8%	75.2%	0.3%
ポンド	株式 2 銘柄 国債証券 11 銘柄	5.9%	94.1%	3.6%
スイスフラン	株式 2 銘柄 国債証券 1 銘柄	27.6%	72.4%	0.4%
香港ドル	株式 8 銘柄	100.0%	—	0.4%
シンガポールドル	株式 6 銘柄 国債証券 1 銘柄	70.2%	29.8%	0.8%
ニュージーランドドル	株式 2 銘柄	100.0%	—	0.1%
スウェーデンクローネ	株式 5 銘柄 国債証券 1 銘柄	58.5%	41.5%	0.9%
ノルウェークローネ	株式 3 銘柄 国債証券 1 銘柄	56.8%	43.2%	0.5%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	—	100.0%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券 3 銘柄	—	100.0%	0.4%
ユーロ	株式 25 銘柄 国債証券 36 銘柄	8.3%	91.7%	25.7%

第2信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年12月26日現在)

I 資産総額	69,592,126,319 円
II 負債総額	175,357,035 円
III 純資産総額 (I - II)	69,416,769,284 円
IV 発行済数量	130,983,305,845 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.5300 円

(参考) マザーファンドの現況

スーパーバランス マザーファンド

純資産額計算書

(平成20年12月26日現在)

I 資産総額	54,774,597,883 円
II 負債総額	363,059,527 円
III 純資産総額 (I - II)	54,411,538,356 円
IV 発行済数量	75,239,361,593 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.7232 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間(平成10年12月 1 日から平成11年11月30日まで)	7,455,238,478	1,511,195,969
第2 計算期間(平成11年12月 1 日から平成12年11月30日まで)	536,115,110	382,106,870
第3 計算期間(平成12年12月 1 日から平成13年11月30日まで)	21,897,711	58,184,003
第4 計算期間(平成13年12月 1 日から平成14年12月 2 日まで)	6,633,984	145,473,378
第5 計算期間(平成14年12月 3 日から平成15年12月 1 日まで)	3,795,404	97,350,248
第6 計算期間(平成15年12月 2 日から平成16年11月30日まで)	20,343,071	1,198,677,759
第7 計算期間(平成16年12月 1 日から平成17年11月30日まで)	16,579,712	123,333,147
第1 特定期間(平成17年12月 1 日から平成18年 5 月 9 日まで)	1,122,380,413	105,563,405
第2 特定期間(平成18年 5 月10日から平成18年11月 9 日まで)	25,357,516,948	230,485,576
第3 特定期間(平成18年11月10日から平成19年 5 月 9 日まで)	39,177,690,670	2,262,990,632
第4 特定期間(平成19年 5 月10日から平成19年11月 9 日まで)	69,030,119,113	4,806,776,305
第5 特定期間(平成19年11月10日から平成20年 5 月 9 日まで)	8,844,777,031	7,883,803,500
第6 特定期間(平成20年 5 月10日から平成20年11月10日まで)	5,294,702,952	6,387,560,338

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称：やじろべえ

（愛称） やじろべえ